



# 町田市 環境白書 2018 —データ集—



町 田 市

町田市環境白書は 2012 年に策定された「第二次町田市環境マスタープラン」(以下「環境マスタープラン」)に基づき、環境の状況および施策の実施状況を「活動報告」に、市の環境の現状に関するデータを「データ集」にまとめた 2 分冊となっています。

本書は市の環境の現状に関する 2017 年度のデータを取りまとめています。アンケートは、2017 年の状況を評価するものとして 2018 年 4 月に実施しました。「活動報告」とあわせてご活用ください。

なお、\*印のついた用語は、巻末に用語解説をまとめてあります。こちらもご活用ください。

## はじめに

私たちは、急激な近代化や高度経済成長を経て、物質的な豊かさと便利さを手に入れましたが、その陰では、世界規模の地球温暖化や、自然環境破壊による生物多様性の喪失などが進行しており、将来の課題として残された環境問題はますます深刻なものとなっています。

町田市においては、2012年4月に第二次町田市環境マスタープランを策定し、「望ましい環境像」である「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」の実現に向けた取り組みをスタートしました。

環境白書2018は、この「環境マスタープラン」の2017年度の取り組み状況の紹介とともに、2017年度の町田市の環境の現状や動向をまとめたものとなっています。

また、本書「データ集」は、町田市の環境の現状や環境施策の進捗状況をまとめたもので、市が特に力を入れた取り組みを紹介した「活動報告」と構成を分けて編集しています。

より多くの市民・事業者の方に本書を手にとっていただくことで、市内の環境問題に関心を持ち、環境に配慮した活動につなげていただくことを願っております。

町田市長 石 阪 丈 一

# 目 次

1. 町田市の環境測定結果および統計データ .....	1
1.1. 町田市の気温・降水量の推移 .....	1
1.2. 町田市のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の推移 .....	2
1.3. 町田市の自動車保有台数と公共交通機関利用者数の推移 .....	3
1.4. 町田市の地目別土地利用面積と緑地面積の推移 .....	5
1.5. 町田市のごみと資源量の推移 .....	6
1.6. 町田市の大気環境 .....	8
1.7. 町田市の水環境 .....	9
1.8. 町田市の騒音 .....	11
2. 2018年度環境に関する市民アンケート調査結果 .....	12
2.1. 調査の概要 .....	12
2.2. 調査結果 .....	12
3. 環境マスタープランの目標への達成状況 .....	22
4. 基本目標に向けた事業の進捗状況 .....	24
4.1. 重点事業 .....	24
4.2. その他の施策 .....	34
5. 町田市環境基本条例 .....	49
6. 参考資料 .....	53
6.1. 環境基準 .....	53
6.2. 主な関係法とその解説 .....	59
6.3. 用語解説 .....	62

## 1. 町田市の環境測定結果および統計データ

町田市の環境測定結果についてデータを示します。

### 1.1. 町田市の気温・降水量の推移

表 1 町田市の気温および猛暑日\*、熱帯夜\*、降水量の変化

年度/単位	最高 気温	平均 気温	最低 気温	猛暑日 日数	熱帯夜 日数	年降水量 mm
	°C	°C	°C	日/年	日/年	
1998	36.7	14.9	-5.8	3	0	2,393
99	35.7	15.1	-5.7	5	5	1,775
2000	37.8	14.9	-5.7	4	4	1,686
01	38.4	14.4	-6.7	11	8	1,562
02	37.7	14.7	-4.3	8	6	1,872
03	36.0	14.2	-5.8	3	0	2,028
04	37.8	15.4	-5.2	11	0	1,779
05	36.3	14.3	-5.8	6	6	1,456
06	36.7	14.6	-6.1	5	1	1,645
07	38.7	15.1	-3.9	10	3	1,390
08	36.2	14.7	-5.5	7	1	2,103
09	35.7	14.9	-5.4	2	1	1,414
10	37.3	15.2	-5.5	25	13	1,720
11	36.7	14.6	-6.5	11	7	1,672
12	37.5	14.4	-6.1	12	4	1,505
13	37.7	15.0	-7.1	14	5	1,468
14	37.7	14.5	-5.5	10	5	1,798
15	37.5	15.2	-6.0	14	7	1,740
16	38.0	15.3	-6.2	4	0	1,487
17	36.7	14.6	-5.9	2	4	1,515

出典：気象庁データ（八王子地域観測所）

## 1.2. 町田市のエネルギー消費量と温室効果ガス\*排出量の推移

表2 町田市エネルギー消費量

年度/単位	エネルギー消費量合計	総電力使用量	都市ガス供給量	ガソリン等消費量	軽油		ガソリン		一人あたりのエネルギー消費量	
					GJ*	GJ	GJ	kℓ	GJ	kℓ
1998	17,089,181	4,777,675	2,489,369	9,822,137	75,514	2,884,766	207,157	6,937,371	46,545	
99	17,221,802	4,779,925	2,592,283	9,849,594	74,519	2,846,784	209,111	7,002,811	46,221	
2000	17,993,699	4,833,659	2,887,763	10,272,277	73,277	2,837,339	211,990	7,434,938	47,458	
01	18,176,377	4,933,732	2,962,175	10,280,471	71,189	2,756,498	214,529	7,523,973	47,127	
02	18,925,503	5,414,375	3,200,650	10,310,478	69,014	2,672,283	217,786	7,638,195	48,075	
03	18,859,652	5,346,691	3,205,208	10,307,752	65,370	2,531,185	221,731	7,776,567	46,953	
04	18,460,598	4,831,114	3,242,460	10,387,024	64,739	2,506,770	224,687	7,880,254	45,438	
05	19,029,710	5,180,364	3,440,322	10,409,024	63,400	2,454,912	226,793	7,954,112	46,525	
06	18,834,472	5,077,627	3,444,052	10,312,793	61,896	2,396,676	225,710	7,916,116	45,585	
07	19,112,128	5,178,452	3,618,338	10,315,338	62,740	2,429,363	224,851	7,885,975	45,866	
08	19,661,247	5,943,132	3,544,111	10,174,005	60,615	2,347,061	223,167	7,826,943	46,833	
09	19,502,421	5,799,985	3,513,904	10,188,531	60,507	2,342,898	223,700	7,845,633	46,138	
10	19,933,842	6,059,912	3,673,962	10,199,968	61,681	2,388,364	222,730	7,811,604	46,922	
11	19,415,684	5,609,447	3,565,845	10,240,393	62,004	2,400,854	223,527	7,839,539	45,643	
12	19,143,978	5,712,674	3,642,650	9,788,653	60,089	2,326,710	212,760	7,461,944	44,964	
13	19,087,105	5,718,236	3,577,679	9,791,190	59,806	2,315,766	213,145	7,475,424	44,782	
14	18,874,762	5,497,708	3,581,593	9,795,463	60,459	2,341,033	212,546	7,454,430	44,240	
15	18,694,922	5,407,924	3,438,526	9,848,473	60,886	2,325,832	213,586	7,390,076	43,788	
16	18,751,418	5,484,431	3,512,707	9,754,280	61,584	2,321,717	214,814	7,432,564	43,753	
17	18,907,827	5,545,462	3,613,181	9,749,184	61,760	2,328,366	214,475	7,420,819	44,080	

出典：（総電力使用量）東京都提供資料（速報値）

（都市ガス供給量）1998～2016年度 東京ガス（株）提供資料、2017年度～ 東京都提供資料（速報値）

表3 町田市温室効果ガス排出量

年度/単位	CO <sub>2</sub> 排出量合計	電気使用によるCO <sub>2</sub> 排出量	都市ガス使用によるCO <sub>2</sub> 排出量	自動車使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量	一般廃棄物の焼却に伴うCO <sub>2</sub> 排出量	一人あたりのCO <sub>2</sub> 排出量	
						t -CO <sub>2</sub> *	t -CO <sub>2</sub>
2010	1,597,716	633,061	171,544	652,637	140,474	3.76	
11	1,517,542	588,459	166,496	655,788	106,800	3.57	
12	1,671,537	734,713	174,278	651,345	111,200	3.93	
13	1,563,146	644,890	171,159	651,497	95,600	3.67	
14	1,722,739	797,168	171,355	651,817	102,400	4.04	
15	1,661,252	745,092	164,511	655,350	96,300	3.89	
16	1,676,498	748,015	168,066	657,917	102,500	3.91	
17	1,672,924	730,152	172,887	657,585	112,300	3.90	

### 1.3. 町田市の自動車保有台数と公共交通機関利用者数の推移

表4 自動車保有台数および一人あたりの保有台数（1/2）

年度/単位	登録自動車台数	貨物自動車			乗用車			乗合自動車			乗用車の占める割合			一人当たり保有台数	世帯当たり保有台数	一人当たり保有台数（乗用車のみ）	世帯当たり保有台数（乗用車のみ）
		普通車	小型車	被けん引車	普通車	小型車	普通車	小型車	大型特種車	人%	台	台	台				
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
1998	132,740	12,469	3,319	9,131	19	116,829	39,260	77,569	512	2,672	258	88.0	0.36	0.94	0.32	0.83	
99	133,510	11,985	3,274	8,687	24	117,815	42,045	75,770	507	2,948	255	88.2	0.36	0.92	0.32	0.81	
2000	134,518	11,569	3,134	8,413	22	119,117	44,980	74,137	508	3,068	256	88.6	0.35	0.90	0.31	0.80	
01	135,231	11,274	3,054	8,220	22	120,196	47,708	72,492	477	3,028	256	88.9	0.35	0.88	0.31	0.78	
02	136,319	10,916	2,986	7,930	-	121,830	49,872	71,958	485	2,837	251	89.4	0.35	0.86	0.31	0.77	
03	136,452	10,241	2,801	7,440	-	122,854	52,038	70,816	493	2,619	245	90.0	0.34	0.84	0.31	0.75	
04	137,342	10,003	2,740	7,263	-	124,071	53,618	70,453	539	2,481	248	90.3	0.34	0.82	0.31	0.74	
05	137,458	9,745	2,631	7,088	26	124,566	54,474	70,092	556	2,341	250	90.6	0.34	0.81	0.30	0.74	
06	135,902	9,456	2,546	6,886	24	123,377	54,287	69,090	561	2,253	255	90.8	0.33	0.79	0.30	0.71	
07	134,964	9,493	2,540	6,935	18	122,394	54,866	67,528	598	2,230	249	90.7	0.32	0.77	0.29	0.69	
08	132,580	9,070	2,476	6,580	14	120,591	54,521	66,070	618	2,056	245	91.0	0.32	0.74	0.29	0.67	
09	132,329	9,004	2,552	6,438	14	120,391	55,058	65,333	623	2,072	239	91.0	0.31	0.73	0.28	0.66	
10	131,698	9,000	2,542	6,441	17	119,707	55,279	64,428	680	2,068	243	90.9	0.31	0.72	0.28	0.65	
11	131,572	9,008	2,609	6,385	14	119,558	56,338	63,220	693	2,071	242	90.9	0.31	0.71	0.28	0.65	
12	131,100	9,067	2,720	6,333	14	119,048	56,769	62,279	680	2,060	245	90.8	0.31	0.71	0.28	0.64	
13	130,697	9,080	2,767	6,299	14	118,643	57,664	60,979	659	2,066	249	90.8	0.31	0.70	0.28	0.64	
14	129,408	9,110	2,788	6,308	14	117,291	57,819	59,472	687	2,070	250	90.6	0.30	0.69	0.27	0.62	
15	129,143	9,081	2,720	6,346	15	117,044	58,584	58,460	723	2,047	248	90.6	0.30	0.68	0.27	0.62	
16	129,513	9,127	2,801	6,306	20	117,305	59,625	57,680	741	2,093	247	90.6	0.30	0.67	0.27	0.61	
17	128,929	9,107	2,739	6,344	24	116,707	60,287	56,420	750	2,118	247	90.5	0.30	0.66	0.27	0.60	

出典：市町村別自動車保有車両数（一般財団法人「自動車検査登録情報協会編」、各年度3月末現在）

表4 自動車保有台数および一人あたりの保有台数（2/2）

年度/単位	原動機付き自転車等の登録台数	原動機付き自転車				軽自動車					小型特殊自動車				二輪の小型自動車		
		第一種（50ccまで）	ミニカー	第二種乙（51～90cc）	第二種甲（91～125cc）	二輪車	三輪車	四輪乗用	四輪貨物	農耕作業車	その他	台	台	台	台	台	台
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
1998	59,726	30,597	27,977	11	1,549	1,060	24,834	5,267	6	8,427	11,134	484	287	197	3,811		
99	59,803	30,427	27,728	12	1,475	1,212	25,125	5,054	6	9,193	10,872	483	292	191	3,768		
2000	61,334	30,847	27,931	13	1,510	1,393	26,120	4,992	6	10,502	10,620	467	291	176	3,900		
01	62,481	30,675	27,555	13	1,501	1,606	27,262	5,076	5	11,616	10,565	470	294	176	4,074		
02	63,694	30,874	27,514	10	1,474	1,876	28,260	5,247	5	12,674	10,334	461	291	170	4,099		
03	68,825	32,077	28,007	35	1,601	2,434	31,792	5,737	5	15,422	10,628	457	291	166	4,499		
04	70,979	32,561	28,207	55	1,615	2,684	33,365	6,033	5	16,491	10,836	458	297	161	4,595		
05	73,907	33,330	28,536	93	1,631	3,070	35,394	6,331	4	18,024	11,035	457	296	161	4,726		
06	75,459	33,507	28,349	153	1,574	3,431	36,822	6,557	3	19,371	10,891	460	305	155	4,670		
07	77,021	33,701	28,157	188	1,556	3,800	38,063	6,768	3	20,435	10,857	452	305	147	4,805		
08	78,722	33,517	27,556	210	1,578	4,173	39,816	6,794	4	22,116	10,902	446	306	140	4,943		
09	79,285	32,991	26,666	232	1,517	4,576	40,804	6,610	4	23,281	10,909	433	299	134	5,057		
10	79,567	33,023	26,695	234	1,522	4,572	41,035	6,663	4	23,292	11,076	433	299	134	5,076		
11	79,804	32,058	24,970	256	1,377	5,455	42,266	6,420	4	25,104	10,738	422	301	121	5,058		
12	79,058	32,022	24,934	256	1,378	5,454	41,568	6,413	4	24,562	10,589	421	300	121	5,047		
13	79,774	31,608	24,167	272	1,285	5,884	42,622	6,346	4	25,754	10,518	420	300	120	5,124		
14	81,033	31,190	23,474	254	1,244	6,218	44,195	6,310	4	27,398	10,483	410	295	115	5,238		
15	81,908	30,644	22,660	258	1,226	6,500	45,604	6,135	4	29,037	10,428	417	299	118	5,243		
16	81,909	29,813	21,732	284	1,163	6,634	46,460	6,047	5	30,058	10,350	418	295	123	5,218		
17	81,879	29,125	20,807	299	1,099	6,920	47,055	5,996	6	30,806	10,247	457	299	158	5,242		

表5 公共交通機関利用者数 (1/2)

年度/単位	小田急電鉄小田原線						東京急行電鉄田園都市線						京王電鉄相模原線			JR東日本横浜線		
	鶴川		玉川学園前		町田		つくし野		すずかけ台		南町田		多摩境		成瀬	町田	相原	
	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	乗車	乗車	
千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
1998	11,299	10,751	8,575	8,425	51,670	50,349	2,573	2,557	2,139	2,153	2,416	2,294	729	900	6,887	35,484	4,047	
99	11,272	10,891	8,559	8,257	51,317	50,280	2,532	2,518	2,166	2,173	2,521	2,369	816	968	7,005	36,465	4,038	
2000	11,238	10,934	8,481	8,181	51,064	50,152	2,475	2,437	2,190	2,242	3,990	3,125	1,021	1,147	6,904	36,720	3,901	
01	11,337	11,095	8,446	8,206	51,553	50,528	2,422	2,437	2,171	2,149	3,988	3,955	1,305	1,434	6,936	37,315	3,916	
02	11,477	11,212	8,392	8,171	51,435	50,583	2,429	2,324	2,169	2,159	4,187	4,231	1,530	1,641	6,970	37,555	3,911	
03	11,796	11,531	8,429	8,279	52,090	51,405	2,463	2,382	2,207	2,190	4,559	4,636	1,887	1,998	7,012	38,770	3,904	
04	12,003	11,677	8,402	8,496	51,635	50,852	2,415	2,321	2,218	2,160	4,852	4,930	2,115	2,223	6,981	38,264	3,842	
05	12,311	12,015	8,458	8,582	51,727	50,941	2,398	2,340	2,178	2,133	5,113	5,096	2,572	2,711	6,999	38,125	3,801	
06	12,710	12,396	8,580	8,710	51,936	51,167	2,398	2,340	2,154	2,110	5,573	5,567	2,727	2,905	7,060	38,170	3,751	
07	13,138	12,860	8,813	8,923	52,956	52,560	2,407	2,336	2,180	2,119	5,732	5,688	2,921	2,968	7,098	38,680	3,771	
08	12,720	12,499	8,916	9,016	53,375	53,189	2,351	2,296	2,142	2,101	5,802	5,803	2,977	3,002	7,091	39,498	3,710	
09	12,633	12,444	8,959	9,052	52,931	52,781	2,284	2,251	2,128	2,100	5,739	5,761	3,010	3,024	7,053	39,347	3,686	
10	12,515	12,373	8,895	8,976	53,079	52,999	2,255	2,223	2,118	2,096	5,749	5,771	3,105	3,110	7,010	39,813	3,727	
11	12,366	12,231	8,827	8,928	52,893	52,839	2,221	2,194	2,118	2,093	5,822	5,854	3,110	3,110	6,905	39,909	3,696	
12	12,510	12,377	8,894	9,012	53,227	53,236	2,212	2,189	2,111	2,090	5,975	6,007	3,184	3,176	6,975	40,459	3,721	
13	12,757	12,614	8,962	9,063	53,420	53,445	2,270	2,250	2,168	2,148	6,184	6,226	3,341	3,339	7,069	40,493	3,803	
14	12,512	12,439	8,687	8,777	52,697	52,792	2,205	2,196	2,098	2,076	6,130	6,162	3,429	3,423	6,957	40,231	3,702	
15	12,704	12,646	8,781	8,860	53,364	53,476	2,227	2,215	2,106	2,080	6,216	6,239	3,575	3,565	7,020	40,938	3,767	
16	12,645	12,614	8,758	8,841	53,217	53,291	2,231	2,218	2,101	2,077	6,245	6,277	3,664	3,651	6,920	41,043	3,873	
17	12,637	12,600	8,773	8,858	53,354	53,437	2,187	2,176	2,132	2,112	5,373	5,363	3,710	3,697	6,986	41,139	3,886	

出典：町田市統計書

表5 公共交通機関利用者数 (2/2)

年度/単位	神奈川中央交通(株)		小田急バス(株)		合計	
	輸送人員数	延千口数	輸送人員数	延千口数	輸送人員数	延千口数
	千人	千km	千人	千km	千人	千km
1998	-	-	-	-	37,639	11,635
99	-	-	-	-	37,639	11,916
2000	-	-	-	-	37,782	11,327
01	-	-	-	-	37,218	11,275
02	-	-	-	-	-	-
03	-	-	-	-	-	-
04	35,108	10,810	2,519	900	37,627	11,710
05	35,645	10,718	3,252	982	38,897	11,700
06	34,944	10,738	3,206	982	38,150	11,720
07	35,536	10,793	3,135	982	38,671	11,775
08	35,126	10,758	3,103	982	38,229	11,740
09	34,244	10,766	3,142	982	37,386	11,748
10	33,663	10,669	3,141	982	36,804	11,651
11	33,637	10,786	3,432	982	37,069	11,768
12	33,795	10,620	3,541	982	37,336	11,602
13	34,650	10,504	3,575	982	38,225	11,486
14	33,772	10,427	3,691	982	37,463	11,409
15	33,708	10,054	3,766	982	37,474	11,036
16	34,543	10,240	3,880	982	38,423	11,222
17	36,149	9,677	2,928	982	39,077	10,659

出典：町田市統計書

## 1.4. 町田市の地目別土地利用面積と緑地\*面積の推移

表6 地目別土地利用面積

年度/単位	市域面積 ha	構成比						自然的 土地利用							
		宅地 ha	田 ha	畠 ha	山林 ha	雑種地 ha	その他 ha	宅地 %	田 %	畠 %	山林 %	雑種地 %	その他 %		
1998	7,164	2,586	132	827	1,099	431	2,089	100.0	36.1	1.8	11.5	15.3	6.0	29.2	28.7
99	7,164	2,598	130	813	1,092	427	2,104	100.0	36.3	1.8	11.3	15.2	6.0	29.4	28.4
2000	7,162	2,633	121	785	1,067	426	2,130	100.0	36.8	1.7	11.0	14.9	5.9	29.7	27.5
01	7,162	2,652	120	771	1,065	419	2,135	100.0	37.0	1.7	10.8	14.9	5.9	29.8	27.3
02	7,162	2,678	112	748	1,036	416	2,172	100.0	37.4	1.6	10.4	14.5	5.8	30.3	26.5
03	7,162	2,706	105	739	1,042	413	2,157	100.0	37.8	1.5	10.3	14.5	5.8	30.1	26.3
04	7,162	2,809	101	718	930	395	2,209	100.0	39.2	1.4	10.0	13.0	5.5	30.8	24.4
05	7,163	2,862	98	703	909	389	2,202	100.0	40.0	1.4	9.8	12.7	5.4	30.7	23.9
06	7,163	2,895	95	688	891	379	2,215	100.0	40.4	1.3	9.6	12.4	5.3	30.9	23.4
07	7,163	2,915	91	673	884	378	2,222	100.0	40.7	1.3	9.4	12.3	5.3	31.0	23.0
08	7,163	2,933	89	664	872	371	2,234	100.0	40.9	1.2	9.3	12.2	5.2	31.2	22.7
09	7,162	2,941	87	656	869	372	2,237	100.0	41.1	1.2	9.2	12.1	5.2	31.2	22.5
10	7,163	2,952	86	649	861	374	2,241	100.0	41.2	1.2	9.1	12.0	5.2	31.3	22.3
11	7,163	2,963	84	640	858	374	2,244	100.0	41.4	1.2	8.9	12.0	5.2	31.3	22.1
12	7,164	2,971	83	631	850	377	2,252	100.0	41.5	1.2	8.8	11.9	5.3	31.4	21.8
13	7,164	2,983	83	618	846	378	2,256	100.0	41.6	1.2	8.6	11.8	5.3	31.5	21.6
14	7,164	2,993	82	609	849	381	2,250	100.0	41.8	1.1	8.5	11.9	5.3	31.4	21.5
15	7,164	3,005	80	599	851	380	1,479	100.0	41.9	1.1	8.4	11.9	5.3	20.6	21.4
16	7,180	3,016	80	591	847	381	1,484	100.0	42.0	1.1	8.2	11.8	5.3	20.7	21.1
17	7,155	3,029	80	581	843	382	1,487	100.0	42.3	1.1	8.1	11.8	5.3	20.8	21.0

出典：固定資産税概要調書より作成

※ 2015年度より集計方法の変更により、各地目面積の合計は市域面積と異なる

表7 緑地面積

年度/単位	総緑地面積 ha	公園緑地等の 都市施設とする 緑地 ha	制度上安定し た緑地 ha	社会通念上安 定した緑地 ha	市域面積 に対する 緑地面積 割合 %
2008	2,051.36	727.02	864.66	459.68	28.6
09	2,048.58	726.59	862.31	459.68	28.6
10	2,046.75	726.51	860.56	459.68	28.6
11	2,058.19	743.70	854.81	459.68	28.7
12	2,059.11	746.24	853.19	459.68	28.8
13	2,051.75	746.11	845.96	459.68	28.7
14	2,058.88	745.26	839.19	474.43	28.8
15	2,050.47	742.40	833.64	474.43	28.6
16	2,055.06	741.70	826.04	487.32	28.7
17	2,063.60	751.38	824.90	487.32	28.8

## 1.5. 町田市のごみと資源量の推移

### (1) ゴミ排出量の推移

表8 町田市ごみ排出量 (1/2)

項目	排出量総量 (ごみ・資源 回収量)	収集・持ち込 み量総量	ごみ量	家庭排出ごみ								持ち込みごみ	許可業者(事 業系一般廃棄 物)	公共・一般持 ち込み	大口	
				可燃	不燃	粗大	有害	土砂・瓦礫	①	②	③					
計算式	I + II	I = A+B	A=a+b	a=①+②+③+④ +⑤	①	②	③	④	⑤	b=⑥+⑦+⑧	⑥	⑦	⑧			
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
1998	145,982	135,675	115,787	85,124	76,109	7,188	1,741	15	71	30,663	22,058	8,594	11			
99	145,401	135,035	114,086	83,283	74,445	6,718	1,866	198	56	30,803	22,549	8,244	10			
2000	150,819	139,367	117,887	83,084	73,507	7,324	1,934	243	76	34,803	25,811	8,986	6			
01	152,742	141,288	121,154	84,118	75,421	7,131	1,303	233	30	37,036	26,836	9,507	693			
02	153,726	142,617	122,448	86,685	77,516	7,706	1,233	230	0	35,763	25,931	9,077	755			
03	156,480	145,131	125,298	89,086	79,685	7,953	1,186	262	0	36,212	26,808	8,649	755			
04	154,380	142,868	123,153	88,085	78,622	8,046	1,165	252	0	35,068	26,147	8,146	775			
05	156,400	144,166	122,142	84,473	73,073	9,810	1,333	257	0	37,669	28,015	8,773	881			
06	143,772	131,957	109,642	73,720	65,568	6,444	1,471	237	0	35,922	27,122	7,939	861			
07	139,432	127,445	105,958	73,034	65,501	5,803	1,484	246	0	32,924	25,651	6,551	722			
08	136,035	124,481	103,650	72,589	65,165	5,788	1,390	246	0	31,061	23,958	6,409	694			
09	130,558	119,068	99,152	72,029	64,549	5,845	1,369	266	0	27,123	20,532	5,902	689			
10	129,948	118,593	99,105	71,994	63,995	6,519	1,221	259	0	27,111	21,636	4,814	661			
11	130,821	118,605	100,376	72,964	64,794	6,772	1,241	157	0	27,412	22,259	5,153	-			
12	129,081	117,344	100,198	72,350	64,402	6,566	1,241	141	0	27,848	23,064	4,784	-			
13	129,280	117,462	99,438	71,809	63,889	6,490	1,277	153	0	27,629	23,020	4,609	-			
14	127,587	115,995	98,671	71,780	64,035	6,303	1,290	152	0	26,891	22,962	3,929	-			
15	125,988	114,316	97,553	71,894	64,236	6,220	1,277	161	0	25,659	21,937	3,722	-			
16	123,121	111,549	94,880	71,040	63,553	6,009	1,337	141	0	23,840	20,995	2,845	-			
17	120,540	109,156	92,894	71,104	63,282	6,304	1,374	144	0	21,790	19,645	2,145	-			

出典：町田市清掃事業概要（各年度3月末現在）

表8 町田市ごみ排出量 (2/2)

項目	資源回収量	家庭排出資源								持ち込みリサイクル広場まちだ	剪定枝	地域資源化回収量
		ビン	カン	古紙・古着	拠点回収	集積所ペットボトル	実験プラスチック	容器包装プラスチック	d			
計算式	B=c+d+e	c=9+10+11+12+ 13+14+15	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	d	e	II
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
1998	19,888	17,214	4,036	1,831	11,178	169	-	-	-	-	2,674	10,307
99	20,949	17,821	4,000	1,627	11,796	238	-	160	-	-	3,128	10,366
2000	21,480	18,579	3,798	1,691	12,617	299	-	174	-	-	2,901	11,452
01	20,134	18,635	3,675	1,553	12,927	317	-	163	-	-	1,499	11,454
02	20,169	18,533	3,675	1,588	12,770	340	-	160	-	-	1,636	11,109
03	19,833	18,434	3,626	1,460	12,904	362	-	82	-	-	1,399	11,349
04	19,715	18,477	3,487	1,426	13,164	400	-	0	-	-	1,238	11,512
05	22,024	20,883	3,526	1,386	15,330	423	218	0	-	-	1,141	12,234
06	22,315	21,166	3,400	1,320	15,511	400	535	0	-	-	1,149	11,815
07	21,487	20,285	3,316	1,238	14,762	430	539	-	-	-	1,202	11,987
08	20,831	18,750	3,266	1,198	13,337	407	542	-	-	-	2,081	11,554
09	19,916	17,763	3,257	1,153	12,437	372	544	-	-	-	2,153	11,490
10	19,488	17,455	3,213	1,153	12,139	416	534	-	-	-	2,033	11,355
11	18,229	16,413	3,103	1,186	11,108	355	695	-	-	-	1,808	12,216
12	17,146	15,403	3,045	1,177	10,176	355	650	-	-	-	1,743	11,737
13	18,024	16,286	3,088	1,140	11,057	362	639	-	-	94	1,644	11,818
14	17,324	15,390	3,033	1,121	10,259	343	634	-	-	108	1,826	11,592
15	16,763	14,897	3,043	1,013	9,803	343	644	-	51	112	1,754	11,672
16	16,669	14,880	2,959	1,008	9,470	342	668	-	433	115	1,674	11,572
17	16,262	14,485	2,900	951	9,180	341	698	-	415	100	1,677	11,384

出典：町田市清掃事業概要（各年度3月末現在）

## (2) 資源化(リサイクル)率\*の変化・資源量

表9 町田市資源化(リサイクル)率

項目	総資源化量	ごみ資源化量	施設内回収量	金属類	古紙類	粗大プラスチック	その他 (乾電池・ガラス・庭家電等)	再利用品	資源分別収集	ビン	カン	古紙・古着	ペットボトル	拠点回収(トレイ他)	容器包装プラスチック	剪定枝	エコセメント化	地域資源化回収量	資源化率 (総資源化量/排出量総量)	多摩地区 リサイクル率		
										①	②	③	④	b	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	d	e
計算式	III=A+B	A=a+b+c+d+e	a=①+②+③+④						c=⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩											III ÷ (表50のI+II)	-	
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	%	%
1998	33,961	23,654	3,431	3,214	217	-	-	335	17,214	4,036	1,831	11,178	-	169	-	2,674	-	10,307	23,26	22.8		
99	34,930	24,564	3,457	3,158	220	68	11	234	17,745	4,000	1,711	11,796	-	238	-	3,128	-	10,366	24,13	23.1		
2000	37,246	25,794	4,230	3,363	242	59	566	192	18,471	3,798	1,795	12,579	-	299	-	2,901	-	11,452	24,81	24.7		
01	34,933	23,479	3,498	3,109	235	58	96	222	18,260	3,631	1,652	12,660	-	317	-	1,499	-	11,454	22,98	25.4		
02	34,556	23,447	3,378	3,003	227	48	100	191	18,242	3,653	1,682	12,590	-	317	-	1,636	-	11,109	22,58	25.9		
03	34,529	23,180	3,476	3,183	189	41	63	184	18,121	3,583	1,574	12,602	-	362	-	1,399	-	11,349	22,15	26.2		
04	34,489	22,977	3,316	3,046	186	54	30	155	18,268	3,432	1,538	12,898	-	400	-	1,238	-	11,512	22,37	27.7		
05	38,132	25,898	3,945	3,665	169	78	33	153	20,659	3,508	1,495	15,031	202	423	-	1,141	-	12,234	24,42	29.4		
06	37,015	25,200	2,996	2,682	183	95	36	151	20,904	3,389	1,403	15,211	501	400	-	1,149	-	11,815	32,00	35.3		
07	45,987	34,000	2,923	2,636	141	110	36	124	20,030	3,298	1,320	14,470	512	430	-	1,202	9,721	11,987	33,00	36.7		
08	44,308	32,754	2,934	2,645	145	112	32	117	18,804	3,266	1,286	13,342	518	392	-	2,081	8,818	11,554	32,60	36.7		
09	42,867	31,377	2,775	2,489	137	118	31	127	17,822	3,257	1,243	12,429	521	372	-	2,153	8,500	11,490	32,80	36.9		
10	42,477	31,122	3,063	2,604	127	136	196	123	17,511	3,213	1,237	12,133	512	416	-	2,033	8,392	11,355	32,68	37.6		
11	42,278	30,062	3,283	2,642	133	150	358	135	16,382	3,103	1,186	11,100	675	318	-	1,562	8,700	12,216	32,30	37.9		
12	41,206	29,469	3,515	2,825	169	171	350	151	15,372	3,045	1,177	10,178	628	344	-	1,743	8,688	11,737	31,92	37.6		
13	42,045	30,227	3,514	2,548	166	216	584	134	16,352	3,088	1,140	11,067	614	443	-	1,644	8,583	11,818	32,52	37.5		
14	40,843	29,251	3,328	2,409	147	201	571	150	15,471	3,033	1,121	10,271	609	437	-	1,826	8,476	11,592	32,01	37.5		
15	40,720	29,048	3,846	2,556	117	191	982	141	14,928	3,043	1,013	9,813	618	441	51	1,754	8,379	11,672	32,32	37.5		
16	40,106	28,534	3,758	2,553	57	146	1,002	122	14,966	2,959	1,008	9,483	641	442	433	1,674	8,014	11,572	32,57	37.6		
17	38,904	27,520	3,427	2,411	16	104	896	67	14,552	2,900	951	9,188	670	428	415	1,677	7,797	11,384	32,27	37.4		

出典：町田市清掃事業概要（各年度3月末現在）、多摩地域ごみ実態調査

## 1.6. 町田市の大気環境

### (1) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) \*・二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) \* 浮遊粒子状物質 (SPM) \*・光化学スモッグ\*

表 10 測定した大気質および光化学スモッグ\*注意報発令回数

年度/単位	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) *		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) *		浮遊粒子状物質 (SPM) *		光化学 スモッグ* 注意報 発令回数
	町田市 平均 (注1)	東京都平均	町田市 平均 (注1)	東京都平均	町田市 平均 (注1)	東京都平均	
	ppm	ppm	ppm	ppm	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	回
1998	0.006	-	0.025	-	0.040	-	-
99	0.004	-	0.024	-	0.052	-	-
2000	0.002	-	0.025	-	0.040	-	-
01	0.003	0.002	0.026	0.023	0.039	0.025	-
02	0.002	0.002	0.024	0.023	0.037	0.025	-
03	0.001	0.002	0.023	0.023	0.037	0.025	-
04	0.002	0.002	0.022	0.023	0.031	0.025	-
05	0.001	0.002	0.021	0.023	0.031	0.025	-
06	0.001	0.002	0.020	0.023	0.033	0.025	-
07	0.001	0.002	0.019	0.023	0.024	0.025	-
08	0.001	0.002	0.018	0.021	0.023	0.024	11
09	0.001	0.002	0.018	0.021	0.020	0.023	2
10	0.001	0.002	0.017	0.020	0.020	0.021	9
11	0.002	0.002	0.016	0.019	0.020	0.021	3
12	0.001	0.002	0.015	0.018	0.019	0.020	2
13	0.002	0.002	0.014	0.018	0.020	0.021	9
14	0.002	0.002	0.014	0.017	0.020	0.017	4
15	0.002	0.002	0.013	0.017	0.018	0.019	4
16	0.001	0.002	0.012	0.016	0.016	0.017	2
17	0.001	0.001	0.012	0.016	0.015	0.017	0

注1: 平均値は時間値の年平均値を示す。測定地点は2012年度に中町から金森に移転。

出典: 東京都大気汚染常時測定結果報告

## 1.7. 町田市の水環境

### (1) 生物化学的酸素要求量 (BOD)<sup>\*</sup>・浮遊物質 (SS)<sup>\*</sup>・溶存酸素 (DO)<sup>\*</sup>の変化

表 11 境川・恩田川・鶴見川の生物化学的酸素要求量 (BOD)

年度/単位	境川 (鶴間一 号橋)	恩田川 (都橋)	鶴見川 (麻生 橋)	環境基準*	
				恩田川	境川、 鶴見川
	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
1998	7.0	2.1	5.9	5	8
99	3.9	1.5	4.5	5	8
2000	4.3	2.5	5.5	5	8
01	5.1	2.2	5.3	5	8
02	2.5	1.1	2.8	5	8
03	3.6	1.4	2.6	5	8
04	2.8	1.9	2.0	5	8
05	2.8	1.3	8.8	5	8
06	1.5	1.0	11.0	5	8
07	2.6	1.5	11.0	5	8
08	2.4	2.4	7.6	5	8
09	1.8	1.4	2.9	5	8
10	2.5	2.8	4.2	5	8
11	2.0	1.1	4.5	5	8
12	1.9	1.3	4.2	5	8
13	1.6	1.9	8.4	5	8
14	1.4	1.7	7.1	5	8
15	1.6	1.1	3.6	5	8
16	1.5	1.4	6.0	5	8
17	1.2	1.4	5.4	5	8

出典: 東京都公共用水域及び地下水の水質測定結果(年度75%値)

表 12 境川・恩田川・鶴見川の浮遊物質 (SS)

年度/単位	境川 (鶴間一 号橋)	恩田川 (都橋)	鶴見川 (麻生 橋)	環境基準*	
				恩田川	境川、 鶴見川
	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
1998	9.0	3.0	13.0	50	100
99	7.0	4.0	10.0	50	100
2000	4.0	2.0	7.0	50	100
01	5.0	3.0	7.0	50	100
02	3.0	2.1	5.5	50	100
03	3.3	2.8	4.8	50	100
04	5.0	4.0	4.0	50	100
05	5.0	3.0	4.0	50	100
06	3.0	2.0	3.0	50	100
07	3.0	2.0	3.0	50	100
08	2.0	2.0	5.0	50	100
09	2.0	1.0	3.0	50	100
10	3.0	3.0	3.0	50	100
11	2.0	2.0	4.0	50	100
12	3.0	2.0	4.0	50	100
13	2.0	2.0	2.0	50	100
14	2.0	2.0	2.0	50	100
15	3.0	2.0	4.0	50	100
16	2.0	2.0	3.0	50	100
17	3.0	2.0	3.0	25	100

出典: 東京都公共用水域及び地下水の水質測定結果(年度平均値)

表 13 境川・恩田川・鶴見川の溶存酸素 (DO)

年度/単位	境川 (鶴間一 号橋)	恩田川 (都橋)	鶴見川 (麻生 橋)	環境基準*	
				恩田川	境川、 鶴見川
	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
1998	8.3	11.4	9.6	5	2
99	9.3	11.2	10.6	5	2
2000	9.7	12.2	11.3	5	2
01	9.8	12.4	10.9	5	2
02	9.1	12.0	10.7	5	2
03	9.6	11.5	10.9	5	2
04	9.7	12.0	12.3	5	2
05	10.3	12.6	10.3	5	2
06	9.6	11.6	9.8	5	2
07	10.4	11.3	9.4	5	2
08	10.8	11.8	10.2	5	2
09	10.2	11.3	10.0	5	2
10	10.5	11.8	9.9	5	2
11	10.6	11.7	9.3	5	2
12	10.7	11.5	8.7	5	2
13	11.6	12.0	10.2	5	2
14	11.0	11.9	10.2	5	2
15	10.8	11.7	9.2	5	2
16	10.8	11.8	9.3	5	2
17	10.7	11.4	9.5	7.5	2

出典: 東京都公共用水域及び地下水の水質測定結果(年度平均値)

## (2) 下水道普及率の変化

表 14 町田市内の下水道普及率

年度/単位	人口普及率	面積普及率
	%	%
1998	74.5	41.7
99	75.9	43.4
2000	77.5	47.1
01	79.3	50.6
02	80.7	53.0
03	81.9	55.3
04	82.4	56.4
05	82.6	57.3
06	83.2	58.3
07	84.4	60.0
08	92.9	60.9
09	94.2	63.2
10	95.7	65.4
11	97.1	66.8
12	97.6	67.6
13	98.2	68.2
14	98.4	68.3
15	98.5	68.5
16	98.6	68.5
17	98.7	69.4

出典: 下水道整備課資料

## 1.8. 町田市の騒音

表 15 道路騒音（2017年度面的評価\*による環境基準の達成状況）

調査対象道路 (2017年度調査)	時間帯	面的評価(全体)		
		環境基準 非達成 戸数	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率
		戸	戸	%
一般国道16号	昼間	26	242	90.3
	夜間	36	232	86.6
一般国道16号 (八王子バイパス)	昼間	0	183	100.0
	夜間	0	183	100.0
世田谷町田線	昼間	11	1,471	99.3
	夜間	341	1,141	77.0
府中町田線	昼間	7	652	98.9
	夜間	37	622	94.4
町田厚木線	昼間	0	904	100.0
	夜間	48	856	94.7
真光寺長津田線	昼間	4	1,002	99.6
	夜間	5	1,001	99.5
辻原町田線	昼間	23	1,712	98.7
	夜間	141	1,594	91.9
世田谷町田線	昼間	1	2,163	100.0
	夜間	30	2,134	98.6
全体	昼間	72	8,329	99.1
	夜間	638	7,763	92.4

出典：町田市環境調査事業概要

表 16 航空機騒音（直近3年度分）

測定者	測定場所	年度	測定日数 (日)	騒音発生回数(回) <sup>*1</sup>					最大騒音 レベル (dB)	L de n <sup>*2</sup>	
				70~79 dB	80~89 dB	90~99 dB	100 dB以上	合計		測定結果 (年平均値)	環境基準
東京都	町田第一小学校	2015	366	1,983	1,616	393	69	4,061	106.7	60	62以下
		2016	364	2,405	1,677	408	102	4,592	107.6	60	
		2017	365	1,976	1,155	268	83	3,482	110.4	59	
	忠生小学校	2015	366	1,211	822	131	2	2,166	100.0	52	57以下
		2016	365	1,126	917	91	1	2,135	102.3	51	
		2017	365	820	448	40	0	1,308	96.7	49	
	鶴川第二小学校	2015	366	820	101	25	6	952	103.0	48	57以下
		2016	365	800	149	35	10	994	105.0	49	
		2017	365	620	78	21	4	723	102.7	48	
町田市	本町田東小学校	2015	366	1,164	851	104	9	2,148	104.0	53	57以下
		2016	365	1,743	864	159	8	2,774	104.0	53	
		2017	365	1,760	506	99	15	2,380	106.4	53	
	小山小学校	2015	366	3,716	510	23	0	4,249	98.2	50	指定なし
		2016	360	3,732	537	20	0	4,289	97.5	50	
		2017	360	3,129	323	8	1	3,461	100.9	49	
	町田第五小学校	2015	366	2,692	607	134	22	3,455	105.4	55	57以下
		2016	365	2,982	674	183	46	3,885	107.3	56	
		2017	362	2,257	463	124	17	2,861	105.0	54	
	忠生第三小学校	2015	366	1,425	1,055	278	2	2,760	101.7	54	57以下
		2016	365	1,668	1,104	261	0	3,033	99.7	54	
		2017	365	1,339	628	98	0	2,065	99.3	51	
	南中学校	2015	366	913	1,403	50	1	2,367	101.1	52	57以下
		2016	362	1,429	1,361	86	1	2,877	106.7	52	
		2017	363	1,232	736	22	0	1,990	99.3	49	

\*1 騒音発生回数は、70 dB(デシベル)以上の騒音が5秒以上継続した回数です。

\*2 L de nは2013年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として採用されており、単位はdB(デシベル)で表します。

夕方・夜間など静かな時間帯に重み付けをおこない算出しています。

出典：町田市環境保全課資料

## 2. 2018年度環境に関する市民アンケート調査結果

町田市民を対象に実施した環境に関するアンケート調査の結果です。

### 2.1. 調査の概要

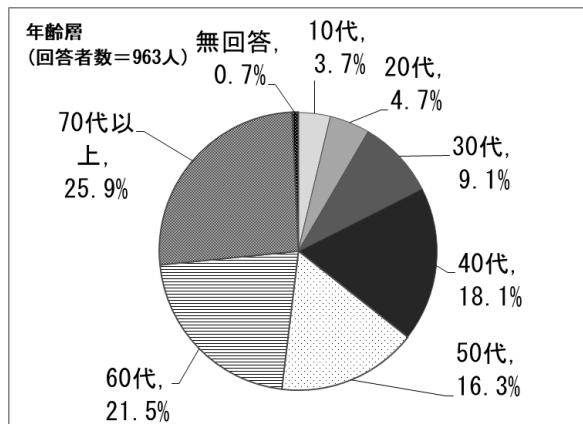
#### <アンケート調査概要>

調査地域	町田市全域
調査対象	満15歳から80歳までの町田市在住者
調査方法	郵送による配布、回収
抽出方法	住民基本台帳(2018年4月現在)より無作為抽出
配布数	3,000部
回収数	963部(32.1%)
調査期間	2018年4月16日から5月11日

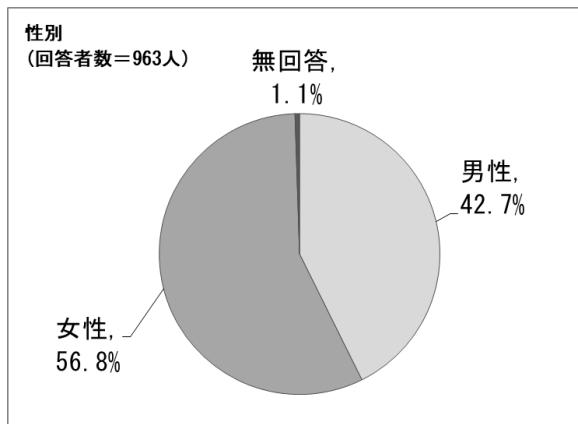
### 2.2 調査結果

#### (1) 回答者の属性

##### ◆ 回答者の年代



##### ◆ 性別



##### ◆ 回答者の居住地

#### <回答者の居住地一覧(五十音順)>

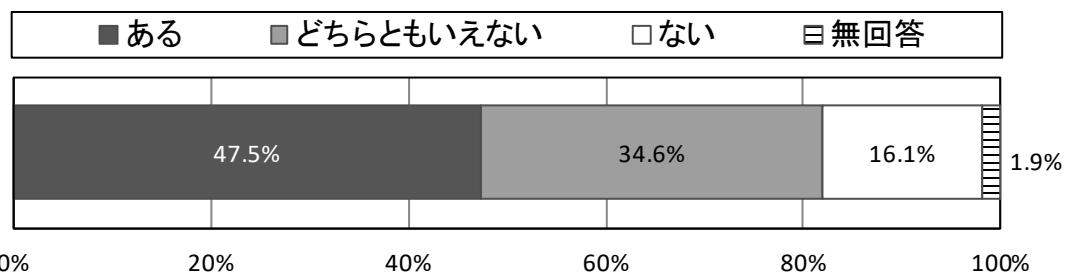
No.	住所	回答数
1	相原町	29
2	旭町	11
3	大蔵町	21
4	小川	34
5	小野路町	8
6	小山ヶ丘	25
7	小山田桜台	8
8	小山町	44
9	金井	23
10	金井町	16
11	金森	28
12	金森東	10
13	上小山田町	15
14	木曽西	21
15	木曽東	23
16	木曽町	5
17	高ヶ坂	33
18	下小山田町	9
19	真光寺	13
20	真光寺町	2
21	団師町	19
22	忠生	16
23	玉川学園	35
24	つくし野	14
25	鶴川	36
26	鶴間	15
27	常盤町	4
28	中町	15
29	成瀬	25
30	成瀬が丘	14
31	成瀬台	23
32	西成瀬	13
33	根岸	5
34	根岸町	1
35	能ヶ谷	20
36	野津田町	23
37	原町田	31
38	東玉川学園	8
39	広袴	6
40	広袴町	4
41	本町田	53
42	南大谷	24
43	南つくし野	14
44	南成瀬	20
45	南町田	15
46	三輪町	12
47	三輪緑山	16
48	森野	31
49	薬師台	13
50	矢部町	3
51	山崎	2
52	山崎町	39
	無回答	16
	合計	963

## (2) 環境や環境問題について

### 1) 町田市の気候について

あなたは、町田市の気候が以前と比べて変わってきたいると感じたことがありますか（1つ）。

（回答者数=963）



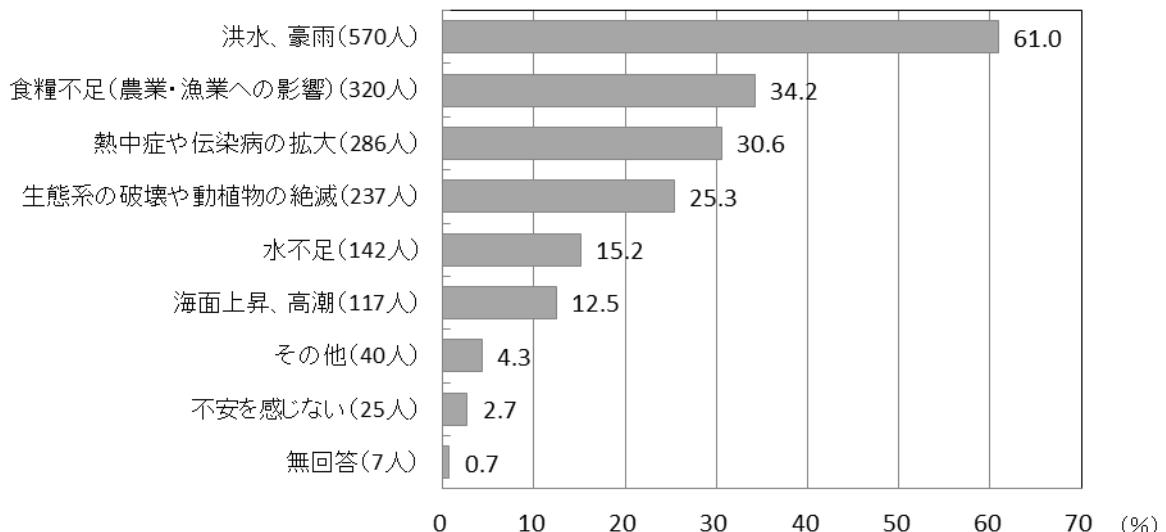
#### 【結果の整理】

47.5%の市民が「変わってきた」と感じています。一方、34.6%の市民が「どちらともいえない」、16.1%の市民が「変わっていない」としています。

### 2) 地球温暖化について

地球温暖化などの環境問題を原因とする異常気象の影響で、あなたが不安に感じることは何ですか（2つまで）。

（回答者数=935）



#### 【主なその他意見】

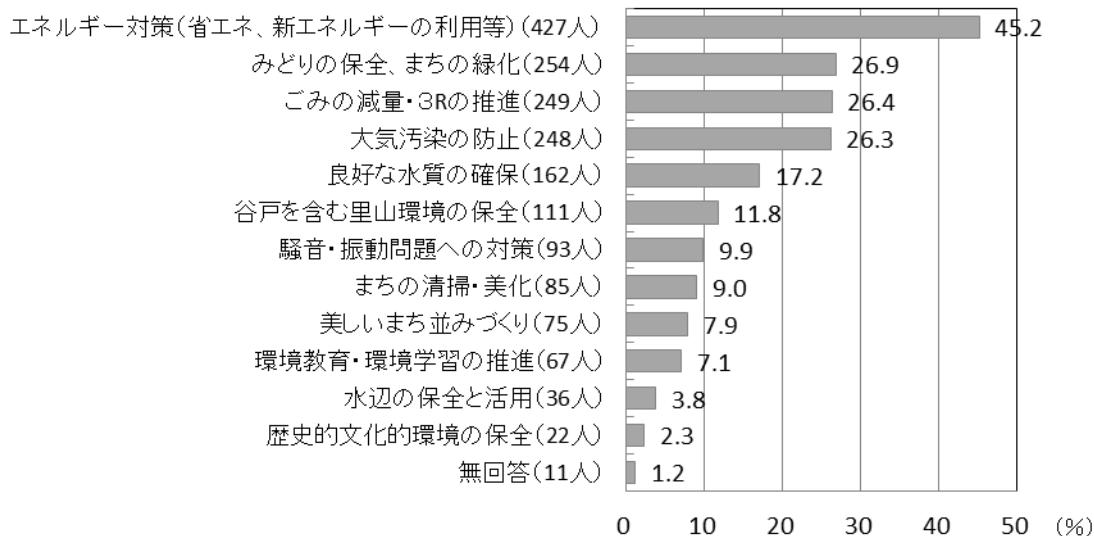
- 猛暑など気温の上昇（9件）
- 花粉や花粉症（5件）
- 気候の変化に伴う体調への悪影響（6件）
- 強風・竜巻（5件）
- など

#### 【結果の整理】

61.0%の市民が「洪水・豪雨」に不安を感じています。次いで、「食糧不足」（34.2%）、「熱中症や伝染病の拡大」（30.6%）、「生態系の破壊や動植物の絶滅」（25.3%）でした。

### 3) 環境に関する取り組みについて

環境に関する取り組みで、あなたが特に関心がある分野は何ですか（2つまで）。  
(回答者数=944)



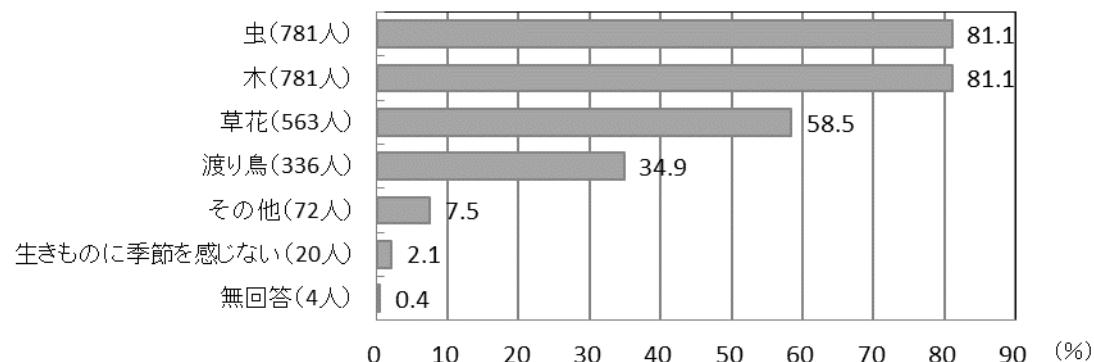
#### 【結果の整理】

45.2%の市民が「エネルギー対策」に関心を持っています。次いで、「みどりの保全・まちの緑化」(26.9%)、「ごみの減量・3Rの推進」(26.4%)、「大気汚染の防止」(26.3%)でした。

### 4) 町田市の生きものについて

#### ① 季節を感じる生きもの

町田市内のどのような生きものに、季節を感じますか（あてはまるもの全て）。  
(回答者数=963)



#### 【主なその他意見】

- ウグイス (16件)
- サクラ・桜並木 (10件)
- 他の野鳥 (12件)
- その他の樹木・草花 (10件)
- など

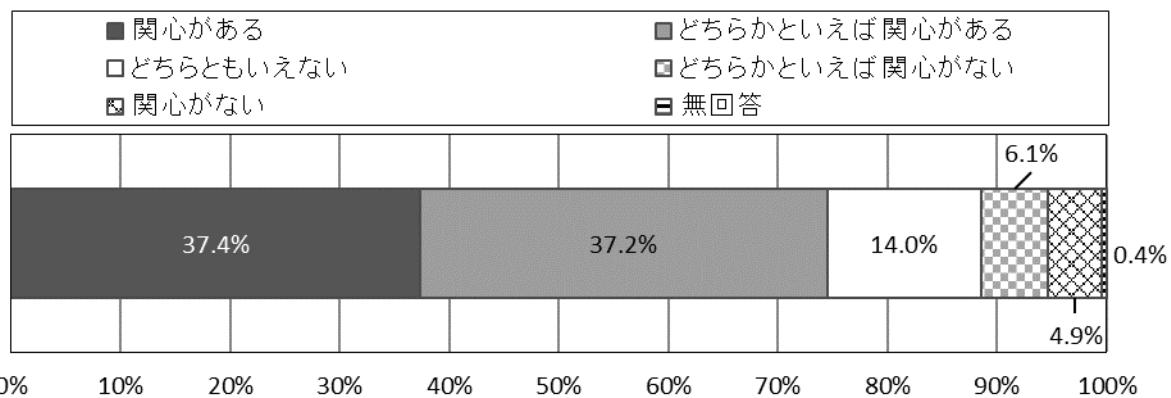
#### 【結果の整理】

81.1%の市民が「虫」や「木」に季節を感じています。次いで、「草花」(58.5%)、「渡り鳥」(34.9%)でした。

## ② 生きものへの関心

町田市内の生きものに関心がありますか（1つ）。

（回答者数=959）

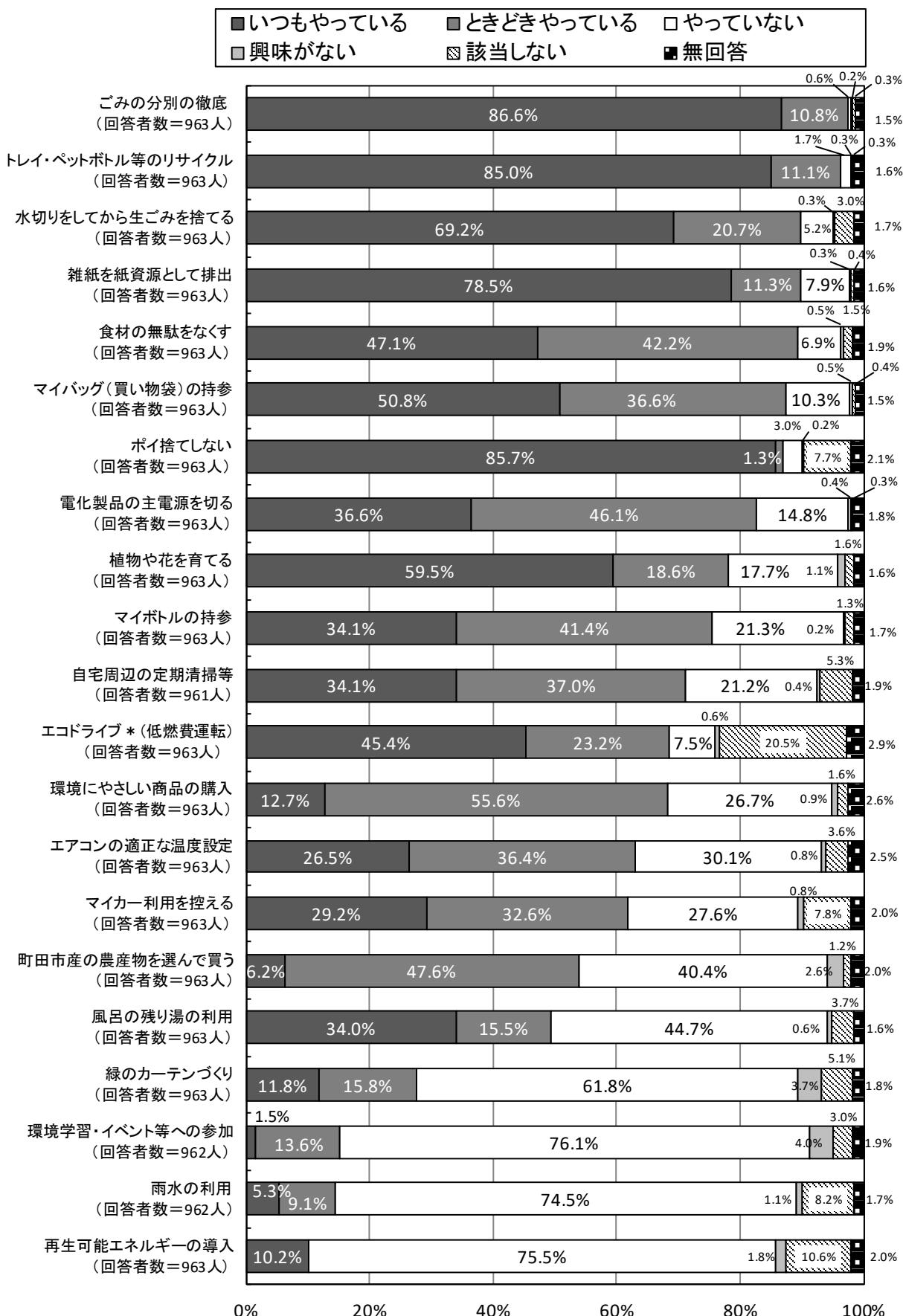


### 【結果の整理】

74.6%の市民が「関心がある」「どちらかといえば関心がある」としています。一方、14.0%の市民が「どちらともいえない」、11.0%の市民が「関心がない」「どちらかといえば関心がない」としています。

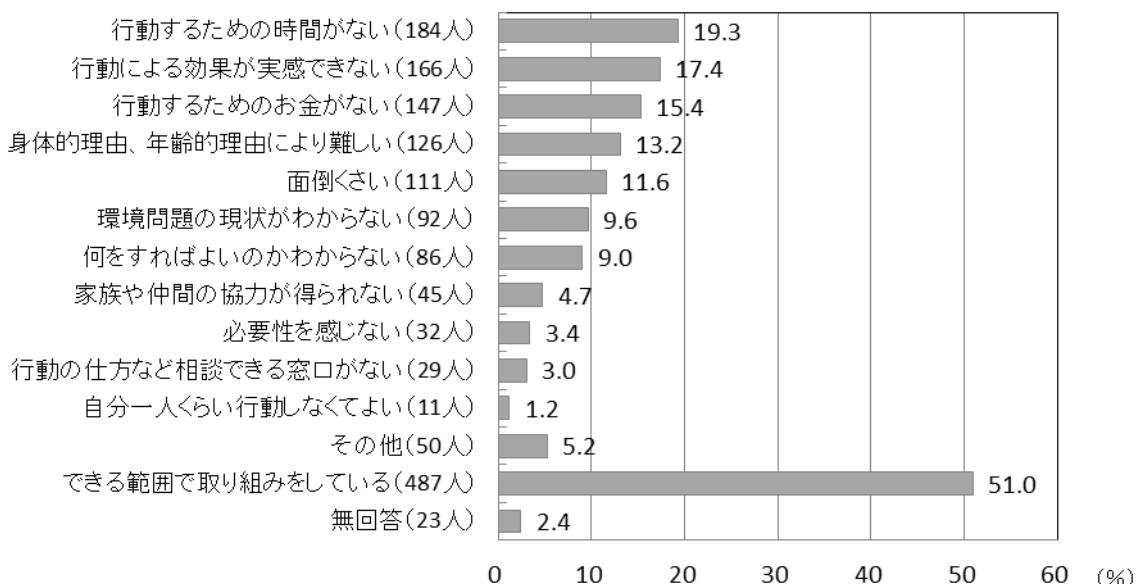
### (3) 環境に配慮した行動について

あなたの家庭ではどのような環境に配慮した行動を行っていますか（1つ）。



環境に配慮した行動を行う上で難しい点、十分な取り組みが行えない、あるいは環境に配慮した行動を行わない理由は何ですか（2つまで）。

（回答者数=955）



#### 【主なその他意見】

- ・マンション・団地等の住宅事情のため場所がなく取り組めない（9件）
- ・エアコンの温度設定は健康面や家族の理解の面でこの温度ではできない（6件）
- ・雨水利用は衛生面が心配で難しい（5件）
- ・環境問題に対する知識や認識が不足していた（5件）
- ・環境面よりも、経済面や生活面を優先してしまう（5件）

#### 【結果の整理】

環境に配慮した行動で「いつもやっている」と「ときどきやっている」を合計した割合の高い項目は、「ごみの分別の徹底」が97.4%と最も高く、次いで、「トレイ・ペットボトル等のリサイクル\*」(96.1%)、「水切りをしてから生ごみを捨てる」(89.9%)でした。中でも「ごみの分別の徹底」は86.6%の市民が「いつもやっている」と回答しており、ごみの出し方について、市民の意識が高いことがうかがえます。

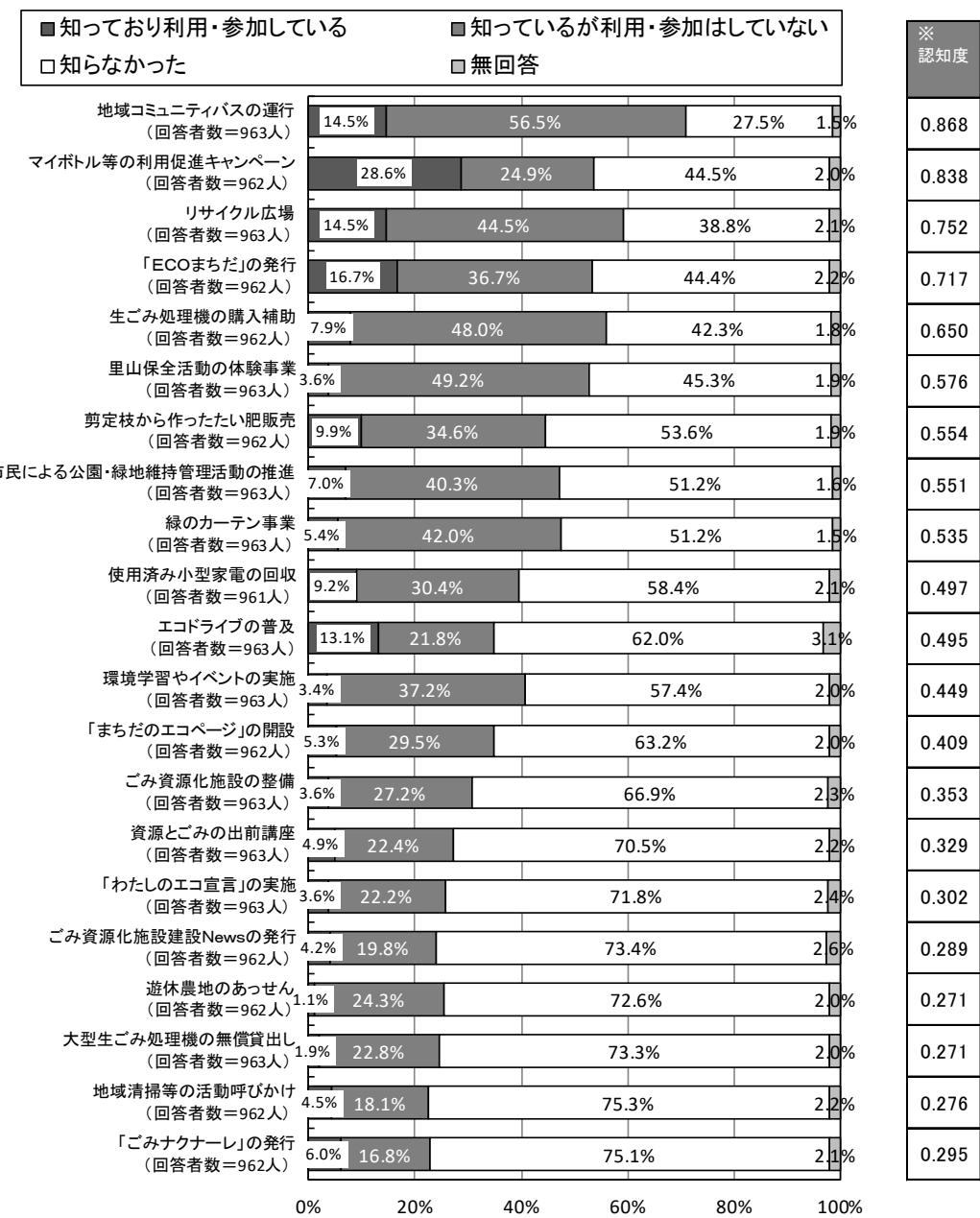
一方で、「やっていない」の割合が高い項目は、「環境学習\*・イベント等の参加」(76.1%)、「再生可能エネルギーの導入」(75.5%)でした。

環境に配慮した行動を行う上で、「難しい点」「取り組みが行えない・行わない」理由として、「できる範囲で取り組みをしている」(51.0%)以外では、「行動するための時間がない」(19.3%)、「行動による効果が実感できない」(17.4%)が多くみられました。その他意見では、住宅事情や健康面、衛生面による理由が多くみられ、それぞれの状況の中で取り組みが困難になっている様子がうかがえます。

## (4) 町田市が実施している取り組みについて

### 1) 取り組みの認知度

市が実施している次の取り組みについて、知っていましたか（1つ）。



#### ※認知度の算定方法

$$\text{認知度} = \frac{\{2 \times \text{「知っているが利用・参加している」} + 1 \times \text{「知っているが利用・参加していない」} + 0 \times \text{「知らなかった」}\}}{\text{総回答数} - \text{無回答}}$$

(補足) 0≤認知度≤2 の範囲で値が大きいほど、認知度が高くなります。

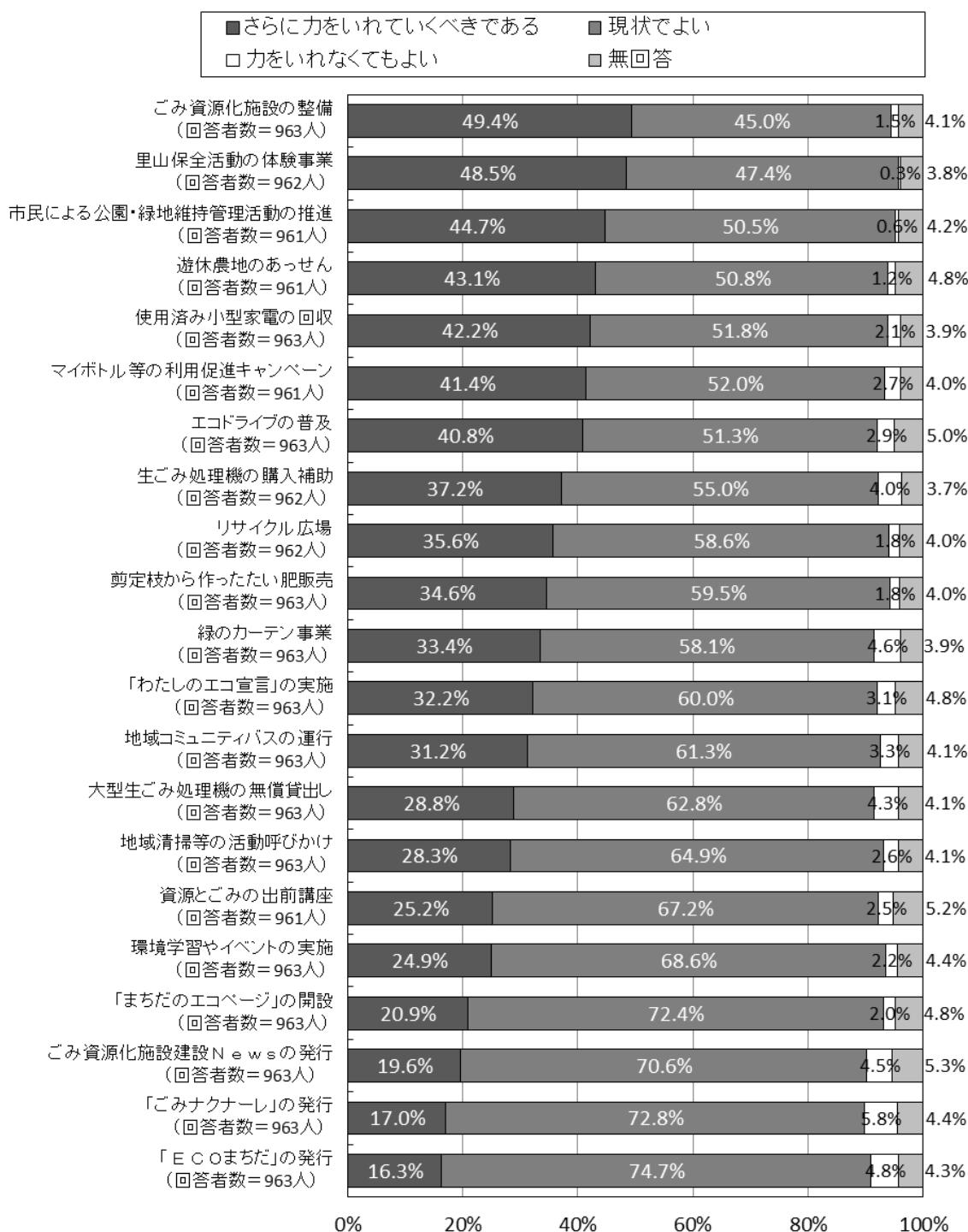
#### 【結果の整理】

最も認知度が高い取り組みは、「地域コミュニティバスの運行」であり、71.0%の市民が「知っている」と回答しています。「マイボトルのキャンペーン」に関しては、「知っており、利用・参加している」割合が最も高く、28.6%の市民が利用・参加しています。

一方、認知度が低い取り組みとしては、「『ごみナクナーレ』の発行」で75.1%の市民が「知らなかった」と回答しており、次いで「地域清掃等の活動呼びかけ」(75.3%)、「ごみ資源化施設建設 News の発行」(73.4%)、「大型生ごみ処理機の無償貸し出し」(73.3%)でした。

## 2) 取り組みの必要性

市が実施している取り組みについて、どのように感じていますか（1つ）。



### 【結果の整理】

「さらに力をいれていくべきである」と回答する市民の割合が最も高かった取り組みは「ごみ資源化施設の整備」(49.4%)で、次いで「里山\*保全活動の体験事業」(48.5%)、「市民による公園・緑地維持管理活動の推進」(44.7%)、「遊休農地のあっせん」(43.1%)でした。

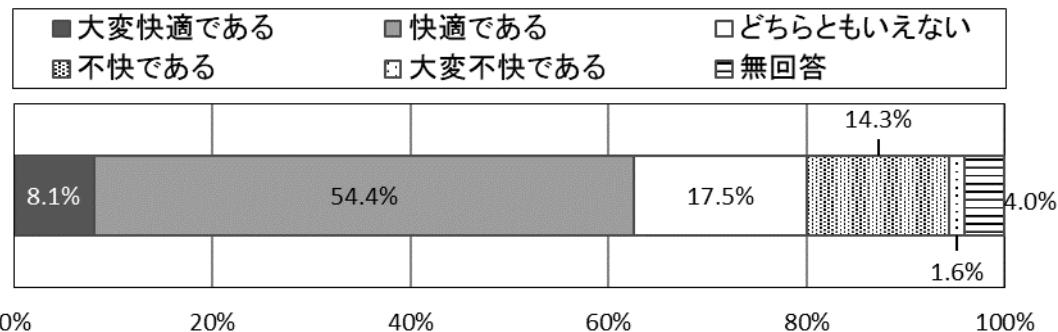
一方、「現状でよい」と回答する市民の割合が最も高かった取り組みは「『ECOまちだ』の発行」(74.7%)で、次いで「『ごみナクナーレ』の発行」(72.8%)、「『まちだのエコページ』の開設」(72.4%)でした。

## (5) 身の周りの環境について

### 1) 町田市の環境について

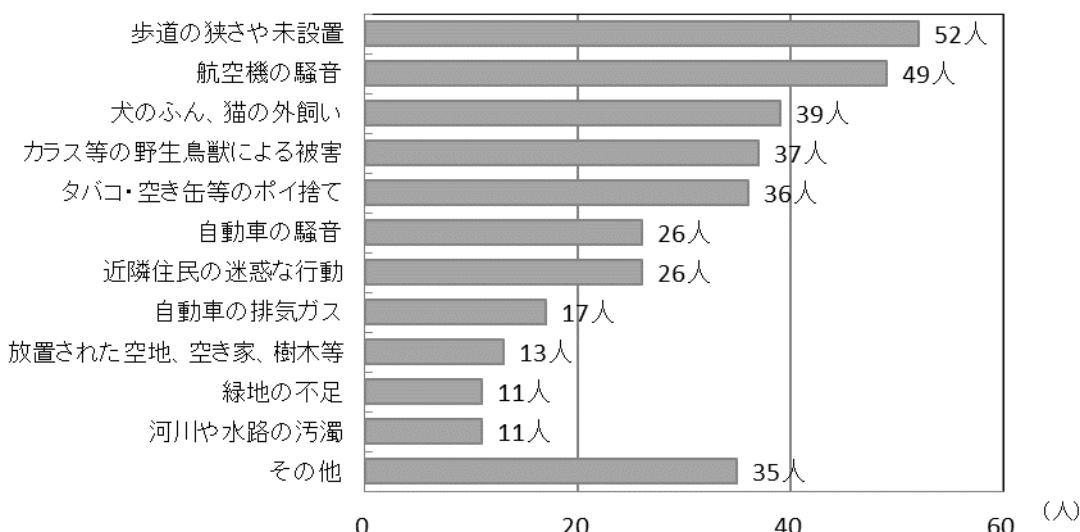
現在あなたがお住まいになっている周辺の環境は、あなたにとって快適ですか（1つ）。

（回答者数＝963）



「不快である」「大変不快である」を選択の方、現在お住まいになっている周辺の環境について、気になっていることは何ですか（2つまで）。

（回答者数＝193）



#### 【主なその他意見】

- バスの本数など交通の不便さ（6件）
- 道路整備への不満（道路の狭さ等）（6件）
- 交通騒音（5件）
- タバコなどの臭い（4件）
- 近隣樹木の剪定不足などによる日照阻害やカラス・虫などに対する不快感（4件）
- など

#### 【結果の整理】

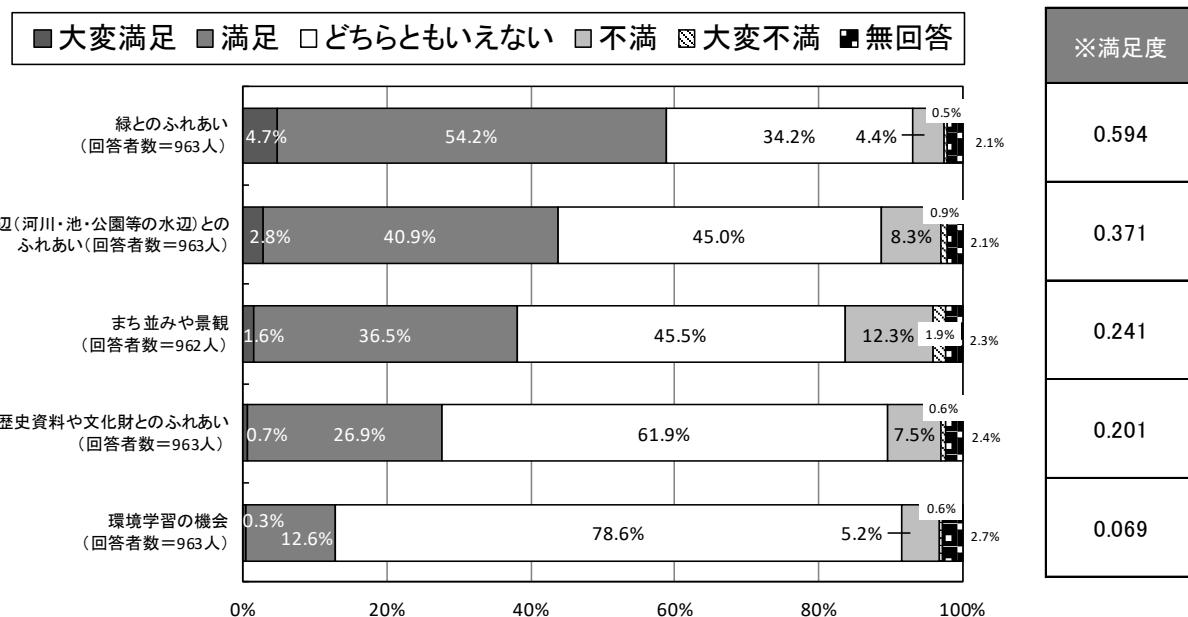
62.5%の市民が「大変快適」・「快適」とする一方、15.9%の市民が「不快」・「大変不快」としていました。

「不快」・「大変不快」の理由として、最も多いのが「歩道の狭さや未設置」（52人）であり、次いで、「航空機の騒音」（49人）、「犬のふん、猫の外飼い」（39人）でした。

その他意見では、「バスの本数など交通の不便さ」「道路整備への不満（道路の狭さ等）」の意見が多く見られました。

## 2) 環境の満足度

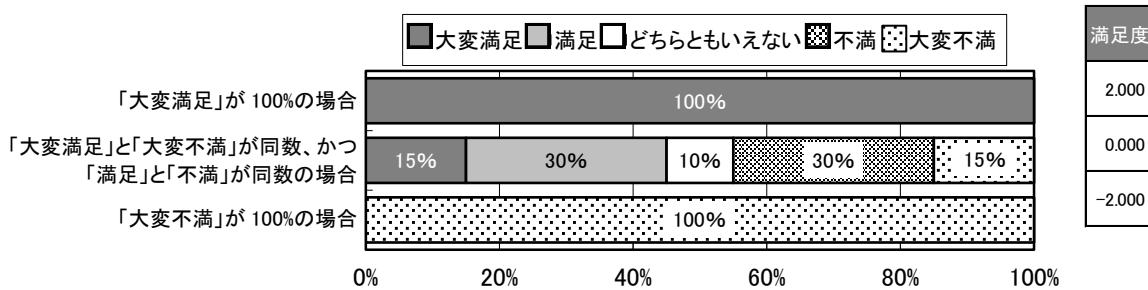
町田市の環境の現状について、どのように感じていますか（1つ）。



### ※満足度の算定方法

$$\text{満足度} = \frac{2 \times \text{「大変満足」} + 1 \times \text{「満足」} + 0 \times \text{「どちらともいえない」} + (-1) \times \text{「不満」} + (-2) \times \text{「大変不満」}}{\text{総回答数} - \text{無回答}}$$

(補足)  $-2 \leq \text{満足度} \leq 2$  の範囲で値が大きいほど、満足度が高くなります。



### 【結果の整理】

「緑とのふれあい」における満足度が最も高く、58.9%の市民が「大変満足」・「満足」と回答しています。以下、「水辺とのふれあい」が43.7%、「まち並みや景観」が38.1%、「歴史資料や文化財とのふれあい」が27.6%、「環境学習の機会」が12.9%でした。

### 3. 環境マスタープラン\*の目標への達成状況

環境マスタープランでは5つの基本目標と、基本目標ごとに3つの達成目標を設定しています。下記の表では、達成目標に対する進捗状況を記載しています（年度の記載がない基準年度は2010年度、目標年度は2021年度です）。

2012年度からの10年間の計画である環境マスタープランは、2016年度で前期の5年間（2012年度～2016年度）が終了し、2017年度からの5年間（2017年度～2021年度）は「後期アクションプラン」の実施期間として、2021年度の達成目標の実現を目指していきます。

#### 基本目標1 地域で取り組む地球温暖化\*の防止

～低炭素社会を目指すまちづくり～

基準年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	目標年度
①市民一人あたりの二酸化炭素排出量（2010年度、3.8t-CO <sub>2</sub> /人）の10%削減を目指します。						
3.8 t-CO <sub>2</sub> /人	3.67 t-CO <sub>2</sub> /人	4.04 t-CO <sub>2</sub> /人	3.89 t-CO <sub>2</sub> /人	3.91 t-CO <sub>2</sub> /人	3.90 t-CO <sub>2</sub> /人	3.42 t-CO <sub>2</sub> /人
②再生可能エネルギー*の市内エネルギー消費量に対する割合0.3%（2010年度、0.05%）を目指します。※下段は、都内における再生可能エネルギーによる電力利用割合						
0.05%	0.11%	0.14%	0.15%	0.16%	—	0.3%
-	7.2%	8.7%	11.1%	12.1%	集計中	30% (2030年度)
③マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合（2011年度、37.1%）の10ポイント増の47.1%を目指します。						
37.1% (2011年度)	35.8%	33.7%	33.6%	31.2%	29.2%	47.1%

②市内のエネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの割合は、2016年度まで実施していた設置補助事業による導入設備を対象としていたため、事業が完了した2017年度以降は、都内の状況（東京都環境局公表）を参考として記載します。

#### 基本目標2 自然環境と歴史的文化的環境\*の保全

～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

基準年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	目標年度
①市域面積に占める安定的に確保された緑地*の割合（2010年度、28.9%）を2020年度までに概ね30.0%確保することを目指します。						
28.9%	28.7%	28.8%	28.6%	28.7%	28.8%	30.0% (2020年度)
②町田市内での水辺（河川・池・公園等の水辺）とのふれあいについて満足している市民の割合（2011年度、39.8%）の10ポイント増の49.8%を目指します。						
39.8% (2011年度)	42.8%	43.3%	43.3%	44.3%	42.7%	49.8%
③生きものに関心のある市民の割合40%（2013年度、31.3%）を目指します。						
31.3% (2013年度)	31.3%	15.5%	28.1%	27.8%	37.4%	40.0%

### 基本目標3 持続可能な循環型社会\*の構築

～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

基準年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	目標年度
①ごみとして処理する量（2009 年度、9 万 9 千 t）を 40% 削減し、2020 年度に 6 万 t にします。						
9 万 9 千 t (2009 年度)	99,438 t	98,671 t	97,553 t	94,880 t	92,894 t	6 万 t (2020 年度)
②一人一日あたりの総ごみ量（2010 年度、842 g／人・日）を、2020 年までに 782 g／人・日に削減することを目指します。						
842.0 g／人・日	831.0 g／人・日	819.3 g／人・日	806.3 g／人・日	787.8 g／人・日	769.7 g／人・日	782 g／人・日 (2020 年度)
③資源化率*（2010 年度、26.7%）を 2020 年度までに 54% まで高めることを目指します。						
26.7%	25.9%	25.4%	25.7%	26.1%	25.8%	54% (2020 年度)

①のごみとして処理する量は、全ごみ量から資源として集めた量を除いたもの。②のごみとして処理する量は、全ごみ量。

### 基本目標4 良好的な生活環境の創造

～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

基準年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	目標年度
①大気に関するすべての項目での環境基準*の達成を目指します。						
対象：SO <sub>2</sub> （二酸化硫黄）*、NO <sub>2</sub> （二酸化窒素）*、SPM（浮遊粒子状物質）*、						
SO <sub>2</sub> ,NO <sub>2</sub> , SPM 基準達成	SO <sub>2</sub> ,NO <sub>2</sub> , SPM 基準達成	SO <sub>2</sub> ,NO <sub>2</sub> , SPM 基準達成	SO <sub>2</sub> ,NO <sub>2</sub> , SPM 基準達成	SO <sub>2</sub> ,NO <sub>2</sub> , SPM 基準達成	SO <sub>2</sub> ,NO <sub>2</sub> , SPM 基準達成	全項目 基準達成
②鶴見川、境川、恩田川の町田市域の水質に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。						
対象：pH（水素イオン濃度）*、BOD（生物化学的酸素要求量）*、SS（浮遊物質量）*、 DO（溶存酸素量）*						
恩田川の pH 以外 基準達成	3 河川の pH, 鶴見川の BOD 以外基準達成	3 河川の pH, 鶴見川の BOD 以外基準達成	3 河川の pH 以外基準達成	境川、恩田川 の pH 以外 基準達成	3 河川の pH 以外基準達成	全項目 基準達成
③居住地の周辺環境について、満足している市民の割合（2011 年度 62.7%）の 5 ポイント増の 67.7% をを目指します。						
62.7%	56.8%	66.3%	66.5%	67.3%	62.5%	67.7%

①Ox は広域的な取り組みが必要であり、一自治体の目標値として設定する項目にそぐわないため、後期期間は指標から外すこととします。

### 基本目標5 環境に配慮した生活スタイルの定着

～学び・協働で進めるまちづくり～

基準年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	目標年度
①環境に配慮した行動を行っている市民の割合（2011 年度、40.7%）の 10 ポイント増の 50.7% をを目指します。						
40.7% (2011 年度)	38.3%	39.8%	39.7%	38.6%	37.9%	50.7%
②市内の小中学校での環境教育*や環境配慮*行動の 100% 実施を目指します。						
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
③環境学習*や環境に関するイベント等に積極的（いつも・ときどき）に参加する市民の割合（2011 年度、10.6%）の 7 ポイント増の 17.6% をを目指します。						
10.6% (2011 年度)	10.8%	12.2%	14.4%	15.1%	15.1%	17.6%

## 4. 基本目標に向けた事業の進捗状況

環境マスタープランの2021年度基本目標に向け、後期アクションプランに掲げた各事業の進捗状況を示します。

### 4.1. 重点事業

#### ◆基本目標1. 地域で取り組む地球温暖化の防止

～低炭素社会を目指すまちづくり～

事業名称	【1】「わたしのエコ宣言」の実施による家庭での取り組み支援【環境・自然共生課】		
事業概要	・市民に、地球温暖化防止のために日常生活の中で行う取り組みを宣言してもらい、参加状況から二酸化炭素削減の合計量をホームページで公表し、参加者が効果を実感することにより更なる環境配慮行動の推進につなげます。		
2017年度実施内容	・エコフェスタや、さんあーる広場 in シバヒロなどのイベントにおいて多くの市民に参加いただき、参加者は985人となりました。また町内会自治会の掲示板に「わたしのエコ宣言」チラシを掲示し、広く参加を呼びかけました。		
目標	わたしのエコ宣言参加者の増加		
目標値	10,000人	基準年度値	-
現状値	985人	進捗度	★☆☆☆☆

事業名称	【2】みどりのカーテン*等の積極的な導入【環境・自然共生課】		
事業概要	市民団体「緑のカーテンプロジェクト」等と協働で、公共施設への緑のカーテン普及を図るとともに、家庭における緑のカーテン普及を推進します		
2017年度実施内容	・4月14日、緑のカーテン土づくり講習会を初めて行い、市民10名の参加、また緑のカーテン育て方講習会を行い、市民50名の参加がありました。 ・そして、5月13日14日には市庁舎前にてゴーヤの苗の配布を行い、約745世帯、2,235苗を配布しました。また15日には下小山田苗圃にて、施設、団体向けに約3,600苗配布しました。 ・7月に緑のカーテンの写真を広く募集し、応募した写真はホームページで公開しました。		
目標	①公共施設参加数の増加 ②市民向け苗の配布数の増加		
目標値	①300施設（延べ数） ②10,000苗	基準年度値	①45施設 ②8,000苗
現状値	①39施設 ②5,900苗	進捗度	★☆☆☆☆

事業名称	【3】歩道の透水性舗装*の整備【道路整備課】		
事業概要	雨水を浸透させることで地下水を保全し水循環の健全化を図るために、道路の新設や改良工事時に歩道の透水性舗装の整備を進めます。		
2017年度実施内容	・都計道3・4・38号線（木曽東）電線共同溝及び道路築造工事その4及び南54号線（つくし野小学校前通り）道路改良工事は完了し、予定通り透水性舗装を整備しました。		
目標	透水性舗装面積の増加		
目標値	34,240m <sup>2</sup>	基準年度値	25,958m <sup>2</sup>
現状値	30,777m <sup>2</sup>	進捗度	★★★★☆

注)「目標値」「基準年度値」について

特に年度標記がない限り、「目標値」は2021年度、「基準年度値」は2015年度の値。

注)「進捗度」について(★の数について)

★★☆☆☆ 0・10% ★★☆☆☆ 20・30% ★★★☆☆ 40・50・60%  
★★★★☆ 70・80・90% ★★★★★ 達成

事業名称	【4】路線バス利用環境整備 【交通事業推進課】		
事業概要	公共交通利用を促進するため、バス路線網再編についてバス事業者及び関係機関との協議・調整を行い、路線バスの乗り継ぎ拠点を整備し、乗り継ぎ拠点を活用したバス路線網の再編を行います。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小山田桜台の乗り継ぎ拠点化工事が完了しました。</li> <li>・小山田桜台、唐木田間で新規路線の検証運行を開始しました。</li> </ul>		
目標	既存バス停を活用した乗り継ぎ拠点の整備完了		
目標値	既存バス停を活用した乗り継ぎ拠点の整備完了	基準年度値	協議開始
現状値	乗り継ぎ拠点化工事一部 完了（小山田桜台）	進捗度	★★☆☆☆

事業名称	【5】水素ステーション*の誘致 【環境・自然共生課】		
事業概要	燃料電池自動車普及のため、水素ステーションの市内誘致に向けた取り組みを進めます。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の交通量が多い幹線道路沿いを中心にステーション適地の調査を行いました。</li> <li>・市内数カ所の誘致候補地を検討したものとの決定に至らず、引き続き誘致の検討を進めています。</li> </ul>		
目標	水素ステーションの誘致		
目標値	定置式または移動式 1 施設	基準年度値	—
現状値	調査検討中	進捗度	★★☆☆☆

事業名称	【6】エコドライブ*の周知、普及・啓発の実施 【環境・自然共生課】		
事業概要	市域全体の温室効果ガス排出量の多くを占める自動車からの排出削減のため、エコドライブの周知、普及・啓発を行い、エコドライブを推進します。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉川大学の学生と協働で作成したエコドライブガイド（市内のお出かけスポットの紹介とエコドライブの呼びかけを掲載）を環境月間やエコフェスタなどのイベントで市民に配布しました。</li> <li>・ホームページや環境広報紙等を通じ、エコドライブの実践方法などを周知しました。</li> </ul>		
目標	エコドライブ実践者の割合の増加		
目標値	エコドライブ実践者の割合 2015年度比 10 ポイント増	基準年度値	42.8%
現状値	45.4%	進捗度	★★☆☆☆

事業名称	【7】特別緑地保全地区等の指定拡大 【公園緑地課】		
事業概要	二酸化炭素の吸収源としてみどりを確保するため、特別緑地保全地区等の指定拡大を目指します。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月開催の都市計画審議会にて、広袴神明ふるさとの森が特別緑地保全地区として承認され、10月27日に告示されました。</li> </ul>		
目標	特別緑地保全地区の面積の増加		
目標値	46.0ha	基準年度値	43ha
現状値	47.5ha	進捗度	★★★★★

## ◆基本目標2. 自然環境と歴史的文化的環境の保全

～水とみどりと生物を守り育むまちづくり～

事業名称	【8】都市計画公園の用地取得・整備 【公園緑地課】		
事業概要	市内のみどりの拠点となる都市公園として、町田薬師池公園四季彩の杜 西園・北園、野津田公園、芹ヶ谷公園の整備を進めます。		
2017 年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬師公園 ゲートハウス実施設計は、計画通知作成業務を残し概ね完了しました。バスベイ実施設計及び 2017 年度予定の西園整備工事は完了しました。</li> <li>・野津田公園 拡張区域の基本設計は完了しました。市立陸上競技場の大型映像装置、ラグビーゴールポール設置、トラック改修工事は完了しました。観客席増設に伴う基本設計、造成設計、地質調査は、完了しました。</li> <li>・芹ヶ谷公園 実施設計及び、2017 年度予定の植生管理は完了しました。</li> </ul>		
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田薬師池公園四季彩の杜 西園・北園の整備完了</li> <li>・野津田公園、芹ヶ谷公園の一部整備完了</li> </ul>		
目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬師池公園四季彩の杜整備完了 西園（2019 年度）・北園（2021 年度）</li> <li>・一部整備完了 野津田公園（2021 年度）、芹ヶ谷公園（2019 年度）</li> </ul>	基準年度値	—
現状値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬師池公園 バスベイ実施設計・西園整備工事（1/3）完了</li> <li>・野津田公園 拡張区域基本設計・大型映像装置整備・ラグビーゴールポール設置・トラック改修工事・観客席増設基本設計・造成実施設計完了</li> <li>・芹ヶ谷公園 実施設計・植生管理（1/3）完了</li> </ul>	進捗度	★★☆☆☆

事業名称	【9】水辺の魅力の発信 【環境・自然共生課】【公園緑地課】		
事業概要	市民の水辺に対する関心を高め、水辺の保全・活用を進めるため、水辺の魅力について情報発信を行います。		
2017 年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市ホームページ上に、湧水に関するコンテンツを作成しました。また、水辺で活動している団体の紹介記事を掲載しました。</li> <li>・町田生きもの共生フォーラムで、河川に関する活動を実施している団体のパネルを展示しました。</li> <li>・ECO まちだ夏号の季節のスケッチで、川沿いで見られるユリカモメに関する記事を掲載しました。</li> <li>・町田の生物や生息環境を紹介する普及啓発資料「まちだ生きもの探しマップ」を作成し、水辺の生物や水辺に親しめる場所を掲載。4,000 部発行しました。【環境・自然環境課】</li> <li>・市民に向けて自然観察会（植物、昆虫、野鳥）を行いました。【公園緑地課】</li> </ul>		
目標	情報発信回数の増加		
目標値	20 回	基準年度値	—
現状値	環境・自然共生課 5 回、公園緑地課 17 回	進捗度	★★★★★

事業名称	【10】 生物多様性情報拠点機能の構築・充実 【環境・自然共生課】		
事業概要	町田市の生物多様性に関する情報や資料の収集・発信の拠点（生物多様性センター）の機能整備・充実を図ります。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報拠点の既存施設への設置を検討しましたが、場所を整備する前に、まずインターネットやアプリなどの情報機器を活用するなどして情報拠点機能の構築・充実を図っていくこととしました。</li> </ul>		
目標	生物多様性情報拠点機能の整備・充実		
目標値	生物多様性情報拠点機能の整備・充実	基準年度値	内容方向性の検討
現状値	〇か所	進捗度	★★☆☆☆

事業名称	【11】 北部丘陵の整備 【農業振興課】		
事業概要	北部丘陵が持つ資産を磨き、地域の価値を高めるため、手入れの届かない山林を再生保全し、持続性のある仕組みをつくり、さらなる環境整備等を行います。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用可能な山林の基礎調査、地域住民や活動団体への個別ヒアリング、地区別の意見交換会に基づき、上小山田町田中谷戸周辺、下小山田町東谷戸周辺のモデル地区を2箇所抽出しました。</li> <li>・抽出したモデル地区のうち、下小山田町東谷戸周辺においては、活動団体と協定を締結し、新たに里山*保全活動を始めました。</li> </ul>		
目標	新たな取り組みにより維持管理や活用が図られた山林等の面積の増加		
目標値	5,000 m <sup>2</sup>	基準年度値	—
現状値	約 6,600 m <sup>2</sup>	進捗度	★★★★★

事業名称	【12】 遊休農地のあっせん 【農業振興課】		
事業概要	休耕している農地を耕作希望者にあっせんすることで遊休農地の活用を図り、農業振興を行います。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2回の農地バンク公開を実施し、2018年4月1日付けの農地の貸借が3件成立了。</li> <li>・意欲的な農業者等が遊休農地を積極的に引き受け農地の有効利用を行う取り組みを後押しするため、町田市農地再生事業を実施し、1件の農地整備の経費を補助しました。</li> <li>・青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的として、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して町田市農業次世代人材投資資金（旧名：青年就農給付金）を5名と1夫婦に交付しました。</li> </ul>		
目標	農地あっせん面積の増加		
目標値	20.0ha	基準年度値	14.3ha
現状値	15.5ha	進捗度	★★☆☆☆

事業名称	【13】 観光交流拠点を活用したイベントの実施 【観光まちづくり課】		
事業概要	観光交流拠点で実施するイベントを通じて、地域の歴史・自然・文化を情報発信するとともに、次世代への継承に寄与します。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「小野路の歴史の記憶をたどるツアー」や「冬の里山 野鳥観察会」などの他、新たなイベントとして土蔵での展示「端午の節句」などを実施しました。</li> </ul>		
目標	小野路宿里山交流館での自然や歴史・文化に関するイベント実施回数の増加		
目標値	40回／年	基準年度値	32回／年
現状値	34回／年	進捗度	★★☆☆☆

### ◆基本目標3. 持続可能な循環型社会の構築

～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

事業名称	【14】情報発信拠点としてのリサイクル広場の活用【3R推進課】		
事業概要	リサイクル広場を情報発信拠点と位置づけ「地域リサイクル広場」を拡充・拡大し開催回数を増やす中で、効果的に様々な情報発信を行います。		
2017 年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京五輪・パラリンピックのメダルを小型家電から回収した再生金属、いわゆる都市鉱山で賄うという「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に町田市として参加し、リサイクル広場でも小型家電回収の一環として携帯電話の回収を始めました。</li> <li>常設のリサイクル広場では、一時的に生ごみ処理機を設置し生ごみの回収をすることも出来ました。</li> </ul>		
目標	①リサイクル広場開催箇所数の増加 ②リサイクル広場来場者数の増加		
目標値	①23ヶ所（2020年度） ②36,000人（2020年度）	基準年度値	①17ヶ所（2014年度） ②30,000人（2014年度）
現状値	①24ヶ所 ②33,584人	進捗度	★★★★☆

事業名称	【15】ごみ減量に関する出前講座の充実【3R推進課】		
事業概要	ごみの減量についての意識の向上を図るために、地域や学校、幼稚園などへのごみについての出前講座を継続して開催します。また、講座内容の充実を図ります。		
2017 年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会自治会 13回、中学校 3校（4回）、小学校 33校、学童保育クラブ 10クラブ、保育園・幼稚園 57回で実施しました。学童保育クラブではダンボールコンポスト講習会をメニューに加え各クラブに取り組んでいただきました。</li> </ul>		
目標	出前講座実施回数の増加		
目標値	150回／年（2020年度）	基準年度値	104回／年（2014年度）
現状値	117回／年	進捗度	★★★★☆

事業名称	【16】食品ロス*の啓発等、各種キャンペーンの実施【3R推進課】		
事業概要	ごみの発生抑制を図るため、全国的な食品ロスの状況や町田市のごみの現状について各種機会を通じて伝えることで「もったいない意識」を啓発します。		
2017 年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市施設でのサイズダウンチャレンジ（16回）、生ごみ水切りキャンペーン（2回）を実施しました。</li> <li>「今が食べごろめしあがれキャンペーン」で市内スーパー店頭での啓発活動を実施しました（5回）。</li> <li>食品ロス削減をテーマにした展示を実施しました（防災フェア・給食展の2回）。</li> <li>使い切り料理教室を実施しました（2回）。</li> <li>年末年始宴会食べきりキャンペーンを実施しました（2017年12月1日から2018年1月31日まで）。</li> <li>食品衛生講習会において食品ロス削減PRを実施しました（11回）。</li> </ul>		
目標	キャンペーンの実施回数の増加		
目標値	20回／年（2020年度）	基準年度値	12回／年（2014年度）
現状値	39回／年	進捗度	★★★★★

事業名称	【17】事業者向けの情報提供の実施 【3R推進課】		
事業概要	丁寧できめ細かな情報提供のために「ごみ排出事業所」向けの説明会を実施するとともに、廃棄物の基本情報から事業コスト軽減に役立つ情報等を併せた、適正処理ルールブックを作成し、戸別訪問での啓発活動を実施します。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期訪問や多量排出事業者としての訪問等、合計 81 件の大規模事業所の訪問を行いました。</li> <li>少量排出事業者の登録時の指導等、合計 117 件の中小事業所への訪問指導を実施しました。</li> <li>紙ごみ受け入れ施設については、インターネットで他自治体の実施状況の調査を行った他、すでに設置し運用している他市の状況を見学・調査を行いました。</li> </ul>		
目標	①説明会開催回数 ②市内事業所への訪問件数の増加		
目標値	①1 回/年 (2020 年度) ②190 件/年 (2020 年度)	基準年度値	①一 ②一
現状値	①2回/年 ②198 件/年	進捗度	★★★★★

事業名称	【18】生ごみ処理機の導入促進 【3R推進課】		
事業概要	生ごみの資源化を進めてごみの発生抑制を図るため、たい肥化容器や生ごみ処理機の購入補助制度などを活用し、生ごみ自家処理の普及を進めます。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用生ごみ処理機については 119 台の申請で、2016 年度の 134 台には及びませんでした。</li> <li>大型生ごみ処理機については 3 台設置（新規 2 台、移設 1 台）しました。</li> <li>ダンボールコンポストについては、市民向け講習会を 4 月から 9 月まで 9 回開催し 156 人が参加しました。また学童向け講習会を 8 回開催したほか、町内会自治会向け講習会を 1 回開催し 8 人が参加しました。</li> </ul>		
目標	生ごみ自家処理世帯数の増加		
目標値	14,981 世帯 (2020 年度)	基準年度値	1,831 世帯 (2014 年度)
現状値	2,883 世帯	進捗度	★☆☆☆☆

事業名称	【19】ごみ・資源の新たな効果的な収集方法の検討 【3R推進課】		
事業概要	新たなごみの資源化施設の稼動により収集品目（容器包装プラスチック）が増え、またごみの資源化施設が分散（3ヶ所）するため、稼動時期に合わせた収集方法等を検討します。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>新資源化施設の稼働に合わせた収集方法（契約形態）を検討中です。</li> </ul>		
目標	効果的な収集方法の確立		
目標値	効果的な収集方法の確立 (2025 年度)	基準年度値	一
現状値	収集方法を検討中	進捗度	★☆☆☆☆

事業名称	【20】熱回収施設等の整備 【循環型施設整備課】		
事業概要	ごみの減量と資源化を進めるため、市民協働により策定した「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、町田リサイクル文化センター敷地内に熱回収施設等（焼却施設、バイオガス*化施設、不燃・粗大ごみ処理施設）の整備を進めます。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月に工事に着手しました。</li> <li>第1期工事として、旧花の家の解体及び旧管理棟の解体を行い、造成工事を進めています。</li> <li>地区連絡会を4回開催し、周辺住民との協議を継続しています。</li> <li>環境影響評価事後調査（大気質調査等）は、予定通り実施し、周辺環境に影響を及ぼしていないことを確認しました。</li> </ul>		
目標	熱回収施設等の整備、稼動開始		
目標値	稼動開始	基準年度値	事業者候補者選考委員会の開催、整備運営事業者の選定
現状値	造成工事進行中	進捗度	★★☆☆☆

事業名称	【21】資源ごみ処理施設の整備 【循環型施設整備課】		
事業概要	ごみの減量と資源化を進めるため、市民協働により策定した「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、相原地区、上小山田地区に容器包装プラスチックやビン・カン、ペットボトル等を資源化する施設の整備を進めます。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地取得に向けて、関係者との調整を行いました。【相原】</li> <li>地区連絡会を開催し、施設建設に関する協議を進めました。【相原、上小山田】</li> </ul>		
目標	①資源ごみ処理施設（相原）の整備、稼動開始 ②資源ごみ処理施設（上小山田）の整備、稼動開始		
目標値	①稼動開始（2025 年度） ②稼動開始（2027 年度） ※2018 年 3 月に稼働開始目標年度の見直しを行いました（当初目標は 2020 年度）。	基準年度値	①要求水準書案の作成準備 ②施設計画等検討
現状値	関係者等と調整中	進捗度	★☆☆☆☆

#### ◆基本目標4. 良好的な生活環境の創造

～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

事業名称	【22】自転車利用環境の整備 【道路政策課】【道路整備課】		
事業概要	大気汚染物質を排出しない自転車の利用を進めるため、自転車走行空間の整備を進めます。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>南1801号線自転車走行空間整備工事が完了しました。</li> <li>平成29年5月に施行された自転車活用推進法に基づく、自転車走行空間に関する最新の動向を踏まえて、次期自転車レーン設置個所の検討を進めました。【道路政策課】</li> <li>南1801号線自転車走行空間整備工事が完了しました。【道路整備課】</li> </ul>		
目標	自転車走行空間整備延長		
目標値	3.03km	基準年度値	1.37km（2016 年度）
現状値	1.67km	進捗度	★★☆☆☆

事業名称	【23】下水道未整備箇所の汚水管整備の推進【下水道整備課】		
事業概要	汚水を適正に処理し、河川水質の向上を図るため、下水道未整備箇所の下水道の整備を推進します。		
2017 年度 実施内容	・三輪町ほか汚水枝線工事ほか 9 案件の汚水枝線工事を実施しました。		
目標	下水道人口普及率の増加		
目標値	99.0%	基準年度値	98.5%
現状値	98.7%	進捗度	★★★☆☆

事業名称	【24】下水処理水の水質向上【水再生センター】		
事業概要	下水処理場（鶴見川クリーンセンター）に高度処理施設を増設することにより、下水処理水の水質向上を図ります。		
2017 年度 実施内容	・鶴見川クリーンセンター高度処理施設の増設工事は、土木躯体工事が完了し、建築工事、機械・電気設備工事を進めています。 ・既存施設に対する流入水の負荷変動を常に把握し、その結果を施設の運転条件に反映させることで、安定した水質を得ています。		
目標	高度処理化率の増加（段階的高度処理を含む）		
目標値	20.6%	基準年度値	9.8%
現状値	9.8%	進捗度	★☆☆☆☆

事業名称	【25】有害化学物質*の適正管理・処理の指導【環境保全課】		
事業概要	有害物質使用特定事業場からの土壤・地下水汚染を未然に防止するため、継続的に指導を行い、事業者の適正な有害物質の管理・使用を促します。		
2017 年度 実施内容	・2016 年度までの立入指導結果を踏まえ、5 月に指導計画を立案しました。 ・指導計画に挙げていた事業場と 2017 年度から対象となった事業場等を合わせて 25 件の事業場に対し立入を行い、有害物質を使用している施設の構造基準や使用方法に関して指導しました。また、必要な届出が提出されていない事業場に対して届出指導を行いました。		
目標	全対象事業場 57 箇所（2016 年 3 月 31 日時点）への継続監視		
目標値	20 件／年	基準年度値	—
現状値	25 件／年	進捗度	★★★★★

事業名称	【26】生活風景宣言等による良好な景観づくり【地区街づくり課】		
事業概要	景観という言葉の浸透を目指し、身近な取り組みで「まちの美化」につながる取り組みを宣言してもらう「生活風景宣言」を制度として推進していきます。意識の高まりに合わせて、景観協定の締結や地域景観資源の登録につなげていきます。		
2017 年度 実施内容	・町田市住みよい街づくり条例に基づき登録されている地区街づくり団体に声掛けを行い、また、2018 年度以降に行う周知方法についての検討を行いました。		
目標	「生活風景宣言」件数の増加		
目標値	5 件（2020 年度）	基準年度値	—
現状値	0 件	進捗度	★☆☆☆☆

## ◆基本目標5. 環境に配慮した生活スタイルの定着

～学び・協働で進めるまちづくり～

事業名称	【27】環境副読本を活用した環境教育の実施【指導課】【環境政策課】		
事業概要	市内公立小学校の授業や自宅学習で「環境副読本」を活用し、環境問題への意識を高めるとともに、町田市の環境についても考える機会を提供します。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校への活用状況アンケートを実施し、その結果を受け、小学4年生への配布に加え、学校図書館、学童、子どもセンター・子どもクラブへの副読本設置を行いました。</li> <li>3R推進課が行う「ごみと環境の出前講座」内でも、環境副読本を活用することを調整しました。</li> </ul>		
目標	環境副読本の市内公立全小学校での活用		
目標値	市内公立全小学校 42 校	基準年度値	一
現状値	36 校	進捗度	★★★★☆

事業名称	【28】子ども向け環境講座のプログラムの企画・実施【環境・自然共生課】		
事業概要	子どもへの環境学習を進めるため、環境に関する実験や体験を重視した子ども向け環境講座のプログラムを企画・実施し、学習機会の充実を図ります。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たにおだきゅう子ども環境教室 in 町田を実施し、親子向けに水素の実験の機会を提供しました。夏休みに子ども向け環境学習として「水素を知ろう！地球にやさしいミライのエネルギー」を子どもセンターまあちで開催。昨年は小中学生対象でしたが、小学5年生から高校生を対象に、関心の高い子の知的好奇心を満たす内容で実施しました。</li> <li>セミの鳴き声調査と関連して、庁舎で2回セミの種類や生態を学ぶセミナーを新規に実施し、親子連れが参加しました。</li> <li>ライトダウン関連企画として、節電に関する紙芝居やお話会を実施しました。</li> </ul>		
目標	新たなプログラムの企画・実施による環境学習の充実		
目標値	新たなプログラムの企画・実施による環境学習の充実	基準年度値	既存プログラムの改善 新規プログラムの実施
現状値	既存プログラムの改善 新規プログラムの実施	進捗度	★★★★★

事業名称	【29】まちだエコ宣言制度の推進【環境・自然共生課】		
事業概要	事業者と市の協働による環境配慮活動の推進に向け、自主的に環境配慮活動（エコ活動）を行っている事業者がその取り組み内容を宣言（エコ宣言）し、市に登録します。市は、その取り組み内容を市民や他の事業者に広くPRし、更なる環境配慮型の事業活動及び消費活動を促進します。		
2017 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>町田エコフェスタにてエコ宣言参加事業者の活動のPRを行いました（3社）。</li> <li>商工会議所ニュース（月刊誌）やECO まちだでエコ宣言参加事業者の募集を行いました。</li> <li>エコ宣言参加事業者に年度末に活動報告を提出してもらい、それぞれの活動報告をまとめ、ホームページで紹介しました。</li> </ul>		
目標	まちだエコ宣言制度への参加事業者数の増加		
目標値	100 店・事業所	基準年度値	67 店・事業所
現状値	61 店・事業所	進捗度	★☆☆☆☆

事業名称	【30】ホームページの充実による情報集約・発信 【環境政策課】		
事業概要	町田市ホームページに作成した「エコページ」を活用し 環境情報の収集・発信を強化します。また、分野別・年代別など、わかりやすい情報発信を行います。		
2017 年度 実施内容	・学習一覧の作成やエコページの内容充実について、方向性の検討を行い、骨子案を作成しました。		
目標	①エコページへのアクセス数の増加 ②分野別・年代別環境学習一覧の作成		
目標値	①8,000 件 ②分野別・年代別環境学習一覧の作成（2018 年度）	基準年度値 ①3,987 件 ② 一	
現状値	①4,623 件 ②骨子案作成	進捗度	★★☆☆☆

事業名称	【31】ごみ減量サポーターの地域活動支援 【3R推進課】		
事業概要	町内会・自治会で、出前講座やリサイクル広場、ダンボールコンポスト説明会等を開催するなど、「ごみ減量サポーター」がそれぞれの地域で、ごみ減量をすすめ、地域で活躍する取り組みを支援します。		
2017 年度 実施内容	・リサイクル広場の協定締結団体数は、9団体となりました。 ・「食品ロス」及び「小型家電リサイクル」についての研修会を10月に開催、リサイクル施設見学会を11月に開催しました。また、ごみ減量サポーターを通して、町内会自治会向け出前講座を12回（11団体）行いました。		
目標	ごみ減量サポーターが主体となり、出前講座やリサイクル広場の開催、大型生ごみ処理機導入を行う団体数の増加		
目標値	10 団体／年	基準年度値	一
現状値	20 団体／年	進捗度	★★★★★

## 4.2. その他の施策

### ◆基本目標1. 地域で取り組む地球温暖化の防止

～低炭素社会を目指すまちづくり～

#### (1) 地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①地球温暖化対策の取り組みの情報を分かりやすく発信します</b>		
パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取り組みや助成制度等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>ECOまちだでエコドライブや電気自動車用充電器利用などの呼びかけ、取り組みの紹介を行いました。</li> <li>ホームページでは国や都で実施されている助成制度などの情報提供を行いました。</li> <li>エコフェスタで「わたしのエコ宣言」を広く市民に呼びかけ、多くの市民にエコ宣言していただきました。</li> <li>市のホームページに宣言状況を掲載し、二酸化炭素削減量を算出し公開しました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○
地球温暖化対策の具体的な取り組みの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報まちだやECOまちだ、ホームページ、イベントなどで情報提供を行いました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○
<b>②温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます</b>		
市の施設からの温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年度の市域全体の温室効果ガス排出量を取りまとめ、12月に「町田市環境白書2017」を発行しました。また、市のホームページでも公表しました。【環境政策課】</li> </ul>	○
家庭でのエネルギー使用量を測定するための「省エネナビ」等の貸し出しの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ更新などを行い、省エネナビ利用を呼びかけましたが、少数の貸し出しつとなりました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	△
エネルギー使用測定のためのツールやアプリに関する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や他自治体、企業等のホームページや関係機関誌などから情報収集を行いました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○
<b>③地域や市民の地球温暖化対策の取り組みを促進するための仕組みを運用します</b>		
→重点事業1（「わたしのエコ宣言」の実施による家庭での取り組み支援） P24 参照		

#### (2) 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①公共施設における取り組みを進めます</b>		
公共施設への再生可能エネルギー・省エネ機器の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計において、太陽光パネルの設置を検討し、工事においては人感式センサー及びLED照明やCO<sub>2</sub>センサーの導入を行いました。【営繕課】</li> <li>小学校4校、中学校6校のトイレ改修工事が完了し、節水型トイレやセンサー照明を採用しました。【施設課】</li> </ul>	○
ごみの資源化施設への再生可能エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求水準書作成の基本となる事業コンセプトの検討を行いました。【循環型施設整備課】</li> </ul>	○
未利用エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水熱利用空調設備の基本・実施設計を行いました。また予想CO<sub>2</sub>発生量を算出しました。【水再生センター】</li> </ul>	○
街路灯・公園灯の省エネ化	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型街路灯を中心に省エネ型照明器具へ交換した結果、年間64tのCO<sub>2</sub>を削減することができました。【道路維持課】</li> <li>公園の公園灯に関する調査を実施し、LED対応の必要灯数が把握できました。【公園緑地課】</li> </ul>	◎
市庁舎の屋上緑化*・壁面緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人ボランティアと学生が支援事業者の指導の下、草花や野菜を育て屋上緑化を行いました。【市有財産活用課】</li> </ul>	○
→重点事業2（緑のカーテン等の積極的な導入） P24 参照		

注)「評価」について

◎:予定以上に実施できた ○:予定どおりに実施できた △:あまり予定通りに実施できなかった

×:まったく予定通りに実施できなかった

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>②家庭における取り組みを促進します</b>		
市民を対象とした住宅用太陽光発電*システムをはじめとする省エネ機器の情報提供による普及促進	・ 東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介を市ホームページで行いました。【環境・自然共生課】	○
家庭への省エネ機器等の導入支援の検討、情報提供	・ 東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介を市ホームページで行いました。【環境・自然共生課】	○
→重点事業2（緑のカーテン等の積極的な導入） P24 参照		
<b>③事業活動における取り組みを促進します</b>		
事業活動における省エネの促進のための情報提供	・ 東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介を市ホームページで行いました。【環境・自然共生課】	○
まちだエコ宣言制度の推進	・ エコフェスタにおいて、登録事業者の紹介を行うなど、登録することによるメリットを生み出し、次年度のベースを行いました。【環境・自然共生課】	○
商店街街路灯のLED化推進	・ 町田駅前商店会が管理する 16 基の街路灯（1 つの街路灯に 2 つのランプ）について LED 街路灯への交換作業を行いました。【産業政策課】	○
事業活動における再生可能エネルギーの導入、省エネ促進のための融資に係る利子の一部補助	・ 町田市中小企業融資制度において環境改善整備資金のメニューを設け、取扱金融機関等と連携し、事業者から求めがあった際にはメニュー内容についての説明を行いました。【産業政策課】	○

### （3）地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①町田市全体で取り組む、地球温暖化防止行動を進めます</b>		
→重点事業3（歩道の透水性舗装の整備） P24 参照		
町田市のエネルギー利用の現状や、地球温暖化に関する学習機会の提供	・ 夏季におだきゅう親子環境教室 in 町田や、水素エネルギーに関する夏休み環境学習、また星空観望会や講演会を実施し、主に小中学生を対象にした学習機会を提供しました。【環境・自然共生課】	○
ライトダウン等節電意識向上のためのキャンペーンの実施	・ 環境省「ライトダウン 2017」において市職員等に呼びかけ、節電意識の向上を図ることができました。 ・ 2017 年度も相模原市、各団体との連携や調整が順調に進み、充実した事業とすることができます。【環境・自然共生課】	○
<b>②自動車利用を控え、公共交通利用を進めます【(4-[1]-③) で再掲】</b>		
→重点事業4（路線バス利用環境整備） P25 参照		
地域コミュニティバス等の運行	・ 相原地域において、2018 年 2 月 1 日から 2018 年 3 月 30 日まで、実証実験運行を行いました。 ・ つくし野地区において経路上の安全等について、警視庁と協議を行いました。【交通事業推進課】	○
市が開催するイベント時の公共交通利用の推進	・ 緑のカーテンイベントやセミ・セミナーなどの催して公共交通機関の利用を呼びかけました。【環境・自然共生課】	○
<b>③低公害車*の普及促進等を図ります【(4-[1]-④) で再掲】</b>		
→重点事業 5（水素ステーションの誘致） P25 参照		
→重点事業 6（エコドライブの周知、普及・啓発の実施） P25 参照		
次世代自動車等の低公害車の普及促進	・ 電気自動車充電器の利用を促すとともに、燃料電池自動車の展示や、低公害車の仕組みについてのパネル展示などにより、普及啓発を行いました。【環境・自然共生課】	○
<b>④自転車利用環境の整備を進めます【(4-[1]-⑤) で再掲】</b>		
低公害車〔天然ガス自動車・ハイブリッド車・電気自動車等〕の公用車としての導入検討・実施	・ 業務用車両9台（ガソリン車8台・ディーゼル車1台）を、現行環境基準に適合した車両に買い替えました。【市有財産活用課】	○
自転車走行空間の検討・整備	・ 平成 29 年 5 月に施行された自転車活用推進法に基づく、自転車走行空間に関する最新の動向を踏まえて、次期自転車レーン設置箇所の検討を進めました。【道路政策課】 ・ 南 1801 号線で自転車レーンを 298m 整備しました。【道路整備課】	○

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
自転車駐車場の整備	・2017年10月に鶴川駅南口自転車駐車場を供用開始しました。2017年10月に町田ターミナル自転車駐車場のラック更新を実施しました。【道路管理課】	○
市職員の近隣移動時の自転車利用の推進	・全庁掲示板を通じ、職員に自転車利用を促進しました。【環境・自然共生課】 ・自転車利用について、全庁（各部長宛）に通知で依頼し利用を喚起しました。【市有財産活用課】	○ ○
<b>⑤町田の農産物の地産地消を推進します【(2-[4]-⑤)で再掲】</b>		
学校給食での地場産農産物の利用推進	・小学校給食に地場産農産物を出荷する農家に補助を行いました。全小学校で新規にまち☆ベジメニューの日を1回実施しました。 ・農家と小学校のマッチング会を1回行いました。【農業振興課】	◎
まち☆ベジマップ（農産物直売所マップ）、まち☆ベジグルメ店なびの配布による地産地消PR	・まち☆ベジグルメ店なびの改定を行い、市民センター等で配布しました。 ・毎月のまち☆ベジ市、日曜朝市でまち☆ベジマップやまち☆ベジグルメ店なびを配布し、PR活動を行いました。【農業振興課】	○

#### （4）二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①二酸化炭素吸収源を維持するため、緑地を保全します</b>		
→重点事業7（特別緑地保全地区等の指定拡大） P25参照		
市内緑地の適正な維持管理	・現地調査や市民要望に応じて草刈や剪定等を行い、市内の緑地を保全しました。【公園緑地課】	○
街路樹の適正な維持管理	・町田市道上の街路樹植栽帯へ、中高木21本、低木1331株を補植しました。【道路維持課】	◎
<b>②二酸化炭素吸収量の増加を図るため、緑化を推進します</b>		
緑化推進に関連した対策の検討	・5月中旬、市庁舎前にてゴーヤ苗の配布を行い、約745世帯、2,235苗を配布しました。 ・施設、団体向けにゴーヤ苗約3,600苗を配布しました。 ・公共施設での緑のカーテン導入を39施設で実施し、ゴーヤ苗5,900苗を配布しました。【環境・自然共生課】 ・他の施策を優先して進めており、具体的な検討が実施できませんでした。【環境政策課】	△ △ △

### ◆基本目標2. 自然環境と歴史的文化的環境の保全 ～水とみどりと生物を守り育むまちづくり～

#### （1）みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①緑地の現状を把握し、公表します</b>		
市内公園緑地等の調査の実施	・市内の公園緑地等の把握を行い、とりまとめを行い、公表しました。【公園緑地課】	○
市域全体に対する緑地の割合の把握と公表	・市内の公園緑地等の把握を行い、公表しました。市域全体の緑地割合は、2021年度の町田市緑の基本計画改定時に調査を予定しています。【公園緑地課】	○
<b>②みどりの保全を進めます</b>		
→重点事業8（都市計画公園の用地取得・整備） P26参照		
街路樹の適正な維持管理	・約400路線にて計画的に作業を行い、街路樹を適切な緑量で維持管理しました。【道路維持課】	○
<b>③身近なみどりを増やします</b>		
街区公園の整備	・宅地開発等に伴う提供公園の適正な指導に努めました。【公園緑地課】	○
民間の施設における緑化の制度や基準〔緑化基準等〕の導入検討	・「町田市宅地開発事業に関する条例」に基づく運用を行っており、新たな制度や基準の導入は予定していません。【公園緑地課】	×

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
市庁舎の屋上緑化・壁面緑化	・屋上花畠の土壤改良等で砂利部分を減らし、低木及び多年草を植えて目標の面積を増やすことができました。【市有財産活用課】	○
みどりのカーテン等の積極的な導入	・5月中旬、市庁舎前にてゴーヤ苗の配布を行い、約745世帯、2,235苗を配布しました。また、施設、団体向けに約3,600苗配布しました。公共施設へは45施設、苗配布数8000苗を目標としましたが、39施設、5,900苗で目標を達成することができませんでした。【環境・自然共生課】	△
<b>④市民協働による緑地の保全、維持管理を進めます</b>		
公園や施設等の緑について、公益的市民活動団体による維持管理の運用支援	・ふるさとの森などの保全・維持管理に関わる公益的活動について、199の団体に登録をしていただき、取り組んでいただきました。 ・用具や燃料等の支給といった支援を行いました。【公園緑地課】	○
伐採木、伐採竹の製品化等による利用促進	・ゴーヤの苗配布時にダンボールコンポストの竹が生物資源利用であることを周知するパネルを展示しました。町田生きもの共生フォーラムでは、伐採木を使ってのワークショップを実施し、ホームページに里山の資源利用のコンテンツを作成しましたが、製品化には至りませんでした。【環境・自然共生課】	○
<b>⑤緑地を保全しながら活用し、ふれあいの場を確保します</b>		
自然観察会の開催、里山整備活動を体験できる場の提供	・忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました。【公園緑地課】	○
	・鶴見川源流保水の森において、公募の市民等を対象に、NPO団体との協働により竹の伐採体験や生きもの観察会を実施しました。【農業振興課】	○

## (2) 水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①水辺環境を保全します</b>		
アダプト事業による高ヶ坂松葉調整池の維持管理作業の支援	・樹木の剪定や調整池の浚渫を行う団体に対して、支援活動を行いました。【下水道管理課】	○
<b>②湧水地の保全、地下水保全のため、水源涵養域の保全、雨水の浸透を図ります</b>		
鶴見川・境川・恩田川等の水源涵養域にある樹林地等の保全	・公益的市民活動により、適正な維持管理に努めました。【公園緑地課】	○
道路の新設や改良工事における、歩道部の透水性舗装の実施	・歩道の透水性舗装による整備を行いました。 A=365 m <sup>2</sup> 【道路整備課】	○
宅地開発・中高層建築物の雨水貯留施設設置の指導及び個人住宅の雨水浸透設備設置補助事業の普及促進	・雨水貯留施設について、宅地開発・中高層建築物に対して7件の指導を行いました。雨水浸透設備設置補助事業について3件の補助を行いました。【下水道管理課】	○
宅地開発業者に対する雨水浸透施設設置の指導	・69件の宅地開発事業に対して雨水浸透施設設置の指導をしました。【土地利用調整課】	○
東京都環境確保条例に基づく地下水の揚水量の把握、必要に応じた地下水利用者への指導	・全対象施設122件に対し提出指導を行い、91%の事業場から報告を受けています。未報告事業場に対しては引き続き提出指導を行います。【環境保全課】	○
湧水調査の継続、湧水地の保全	・町田市ホームページ内に、新たに町田の湧水を周知するコンテンツを作成しましたが、湧水地の保全策は実施しませんでした。【環境・自然共生課】	△
	・環境・自然共生課と湧水情報を共有しましたが、保全策は実施しませんでした。【環境政策課】	△
市街化調整区域における特定土地利用行為に関する水循環の健全化	・市街化調整区域における2件の特定土地利用行為に対して透水性舗装の指導をしました。【土地利用調整課】	○
<b>③町田の水辺の魅力を発信します</b>		
→重点事業9(水辺の魅力の発信) P26参照		

### (3) 生物多様性の保全を進めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①生物多様性に関する情報を発信します</b>		
→重点事業 10（生物多様性情報拠点機能の構築・充実） P27 参照		
生物多様性の確保や外来生物対策に関する市の方針、取り組み状況の発信、啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ上に、湧水やアライグマ・ハクビシンに関するコンテンツを作成するなど、情報発信を充実させました。「まちだ生きもの探しマップ」を作成、発行しました。情報拠点については、あり方の検討を行いましたが、2017度中に1か所設置することはできませんでした。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○
自然観察会、学習会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました。【公園緑地課】</li> <li>鶴見川源流保水の森において、公募の市民等を対象に、NPO団体との協働により生きもの観察会を実施しました。【農業振興課】</li> </ul>	○ ○
<b>②市内の生物の生育・生息状況を把握します</b>		
市民協働による生きもの調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ツバメの巣探し調査、セミの鳴き声調査を実施しました。ツバメの巣ができる環境が市内にあることがわかったため、3月にツバメの見守りをPRするステッカーを作成、周知しました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	◎
<b>③生物多様性保全の取り組みを推進します</b>		
学校におけるビオトープの創出、活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>低学年では生活科の学習、中学年では総合の学習や理科の学習において、虫やメダカなどの水辺の生き物の観察・飼育を行いました。【指導課】</li> </ul>	○
熱回収施設等におけるビオトープの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都協議等を踏まえ、自然環境に配慮したビオトープの創出計画を作成し、東京都に協議書を提出しました。【循環型施設整備課】</li> </ul>	○
環境保全団体との協働による、生物の保全推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ツバメの巣探し調査等で市民団体「みどりのHATS」にご協力いただきました。また、「コエダプラスプロジェクト」をはじめ、市内の団体との協働により、町田生きもの共生フォーラムを実施しました。【環境・自然共生課】</li> <li>忠生公園、かしの木山自然公園においてボランティアと協働し、樹林地等の適正な維持管理に努めました。【公園緑地課】</li> </ul>	○ ○
NPO団体との協働による、貴重な生物の保全促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶴見川源流保水の森及び小野路町奈良ばい谷戸において、NPO団体との協働により里山環境を保全・再生しました。【農業振興課】</li> </ul>	○
ビオトープ作庭イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビオトープの管理活動を市民が活発に行っている例として、足立区桑袋ビオトープ公園を視察し、情報収集を行いました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○
<b>④外来生物*対策を進めます</b>		
生態系や農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>増加傾向にある有害鳥獣の捕獲・駆除の委託契約を行い、被害の減少を図りました。</li> <li>より効果的な防除方法を検証するための事業計画を作成しました。【農業振興課】</li> </ul>	◎
外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリに関して、保健所と対応窓口の調整を行いました。ECOまちだ秋号にて外来生物の飼育等に関する記事を掲載しました。アライグマ・ハクビシンについて、庁内で情報共有を行い、東京都からの補助金を活用したアライグマ・ハクビシンの防除委託事業を検討しました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	◎

### (4) 谷戸\*の環境と農地・農業を守ります

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①谷戸の環境を保全し、活用します</b>		
→重点事業 11（北部丘陵の整備） P27 参照		
樹林地の管理による里山の適正な更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>他施策を優先して進めるため、現在取り組みの予定はありません。【公園緑地課】</li> </ul>	×
東京都への緑地里山保全地域指定の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>三輪地区について、都へ要請を行いました。【公園緑地課】</li> </ul>	○
市民を対象とした自然環境学習会による谷戸環境の再生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>小野路公園において、指定管理者が自主事業として雑木林管理講習会を実施しました。【公園緑地課】</li> </ul>	○
自然環境学習会や市民協働による谷戸環境の再生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>小野路町奈良ばい谷戸において、地域の伝統農法による谷戸環境の再生に取り組むとともに、公募市民による農業体験（通年）の機会を提供しました。【北部丘陵整備課】</li> </ul>	○

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>②多面的機能を有する農地を保全するため、農業支援を進めます</b>		
→重点事業 12（遊休農地のあっせん） P27 参照		
農産物直売所の開設支援	・薬師池公園四季彩の杜の直売所開設に向け、農家 3名から意見の聞き取りを行いました。また、農家 932名に直売所出荷に関するアンケートを実施しました。【農業振興課】	○
市街化調整地域の耕作放棄地の解消	・2回の農地バンク公開を行い、2018年4月1日付で、3件(4536m <sup>2</sup> )の新規農地貸借を行い、あっせん農地が 15.5haになりました。【農業振興課】	△
援農ボランティアの育成を行う市内NPO法人に対する事業支援	・援農ボランティアを育成する団体に、育成に係る経費に対して支援を行いました。【農業振興課】	○
農業研修事業の実施	・第7期生、7名が、2年間の農業研修を修了しました。修了した7名は、農業に携わる為の進路を選択しています。【農業振興課】	○
<b>③環境保全型農業に取り組む農業者の育成を進めます</b>		
環境保全型農業に取り組む農業者の支援・拡大	・エコ農産物認証取得者およびエコファーマー*に対して補助率を上げて堆肥流通促進事業補助金を交付しました。農業者に対して、窓口にてPRを開始しました。【農業振興課】	○
<b>④市民が農業とふれあえる機会を提供します</b>		
市民農園*、体験農園の開設・運営支援	・市内3園の市民農園について管理運営を行いました。体験農園について、利用者募集の広報等の支援を行いました。【農業振興課】	○
農業体験機会の提供	・農業の大切さや収穫の喜びを体験してもらうことを目的に体験事業を実施しました。11組29名の応募があり、田植え、草取り、稻刈りの体験を実施しました。【農業振興課】 ・町田っ子カリキュラムをもとに地域の農家や保護者の協力を得て、田畠を耕したり米や野菜を育てて食べる等の体験活動を行いました。児童の食文化や健康について理解を深めることができました。【指導課】	○
米作り体験農業の実施	・農業の大切さや収穫の喜びを体験してもらうことを目的に体験事業を実施しました。11組29名の応募があり、田植え、草取り、稻刈りの体験を実施しました。【農業委員会】	○
<b>⑤町田の農産物の地産地消を進めます【再掲（1-[3]-⑤）】</b>		
学校給食での地場産農産物の利用推進	・小学校給食に地場産農産物を出荷する農家に補助を行いました。全小学校で新規にまち☆ベジメニューの日を1回実施しました。 ・農家と小学校のマッチング会を1回行いました。【農業振興課】	◎
まち☆ベジマップ（農産物直売所マップ）、まち☆ベジグルメ店なびの配布による地産地消PR	・まち☆ベジマップの改定を行い、市民センター等で配布しました。 ・毎月のまち☆ベジ市、日曜朝市でまち☆ベジマップやまち☆ベジグルメ店なびを配布し、PR活動を行いました。【農業振興課】	○

## （5）歴史的文化的環境を守ります

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①歴史的文化的環境を保全します</b>		
→重点事業 13（観光交流拠点を活用したイベントの実施） P27 参照		
国・都・市指定史跡・有形文化財の整備事業の実施	・①牢場遺跡の上屋の建替え及び周辺の整備工事を実施しました。 ・②村野常右衛門生家の耐震補強等の整備工事を実施しました。【生涯学習総務課】	○
文化財保護の一環として 国・都・市指定史跡・有形文化財の広報活動の実施	・文化財ウィークに合わせて企画展を開催しました。多摩郷土誌フェアにおいて関連図書を販売しました。文化財防火デーに伴い消防演習を実施しました。【生涯学習総務課】	○
<b>②自然や歴史・文化とのふれあいを進めます</b>		
フットパス*の普及促進	・小野路宿里山交流館及び町田市觀光コンベンション協会のイベントでフットパスガイドツアーを実施しました。 ・フットパスルート「相原から七国峠」に道標2基を設置しました。【観光まちづくり課】	○
自然観察会の開催	・忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました。【公園緑地課】	○

## ◆基本目標3. 持続可能な循環型社会の構築

～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

### (1) ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①3Rについて普及啓発を進め、排出抑制を促します</b>		
→重点事業14（情報発信拠点としてのリサイクル広場の活用） P28参照		
ごみの減量を意識づけるためのホームページ等の充実	・市のホームページにおいて、3Rについての紹介の内容を充実させました。【3R推進課】	○
広報紙による啓発	・「ECOまちだ」を4回発行しました。【環境政策課】	○
	・「ごみナクナーレ」を2回発行し、市民団体の取組として中町三丁目町内会、藤の台花の会を、市の取組として3Rかるたや子ども用リユース品についてを掲載しました。【3R推進課】	○
<b>②ごみの減量、分別排出の徹底に関する市民の学習の機会を提供します</b>		
→重点事業15（ごみ減量に関する出前講座の充実） P28参照		
ごみ減量に関する体験型学習機会の充実	・予定通りの講座を開催。夏休みわくわくエコ体験では「布ぞうり」「ペットボトルキャップカレンダー」の工作を、リサイクル施設見学会ではリサイクルパークあさお（川崎市）等の見学を実施しました。【3R推進課】	○
剪定枝資源化センター、リレーセンターみなみ等の見学機会の充実	・剪定枝資源化センター・リレーセンターみなみにおいては、他市からの行政視察は数件ありましたが、市民対象の環境学習の場としての位置づけはできませんでした。【資源循環課】	×
<b>③市民・市民団体・事業者との協働によるごみ減量の啓発活動を進めます</b>		
ごみ減量サポーター（廃棄物減量等推進員）との地域活動の促進	・9団体とリサイクル広場の協定を締結しました。また、ごみ減量サポーターを対象とした研修会を10月に1回、リサイクル施設見学会を11月に1回開催しました。【3R推進課】	○
市民・市民団体・事業者と協働し、その活動を支援	・協定を締結している市民団体の要望に基づき、消耗品の提供などの支援を行いました。【3R推進課】	○

### (2) ごみの発生抑制、再使用を進めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①家庭におけるごみの減量・発生抑制を促進します</b>		
→重点事業16（食品ロスの啓発等、各種キャンペーンの実施） P28参照		
有料指定収集袋利用制度の継続	・月ごとに在庫数を把握し、製造量を調整することで安定供給をすることができました。【3R推進課】	○
回収した粗大ごみの修理、販売	・まちだエコライフ推進公社と「粗大ごみ等の有効利用に関する協定」を締結し、協定に基づき提供した粗大ごみ等を同公社が修理・再生し、販売しました。【3R推進課】	○
<b>②事業系ごみの減量を促進します</b>		
→重点事業17（事業者向けの情報提供の実施） P29参照		
事業系ごみの適正排出のための、事業者への丁寧できめ細かな情報提供と発信	・大規模事業所への訪問や説明会での指導など、476件の事業所・事業者に対して指導を行いました。【3R推進課】 ・排出事業者へは101件、許可業者へは16件の訪問指導を行い、適正搬入に向けた指導を継続的に行いました。また、2月に許可業者向けの説明会を開催し64社の参加がありました。【資源循環課】	○ ○
事業者と連携した食品ロスの啓発活動の推進	・商工会議所や商店会、食品衛生協会などの事業者団体と連携した「食品ロス削減キャンペーン」、リサイクル推進店と連携した「今が食べごろめしあがれキャンペーン」を実施しました。【3R推進課】	○
<b>③市内イベントでのごみの発生抑制の取り組みを推進します</b>		
市内のイベント開催時ににおけるリユース食器の利用促進など、ごみの出ないイベント開催の支援	・チラシの配布、ホームページによるPRを実施しました。【3R推進課】	○
各種イベントでの「ごみ減量キャンペーン」の実施	・10月の3R推進月間に市内リサイクル推進店5か所で「今が食べごろめしあがれキャンペーン」を開催しました。【3R推進課】	○

### (3) ごみの資源化を進めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①生ごみの資源化を図ります</b>		
→重点事業 18（生ごみ処理機の導入促進） P29 参照		
ダンボールコンポスト等の利用方法や生成物の使い方講座の開催	・市民向け9回、学童保育クラブ向け8回、町内会向け1回の講習会を開催しました。【3R推進課】	○
<b>②プラスチックの資源化を図ります</b>		
容器包装プラスチックの市内全域での資源化に向けた検証及び準備	・新資源化施設の稼働に合わせた収集方法（契約形態）を検討中です。【3R推進課】	△
搬入された製品プラスチックの資源化	・製品プラスチックの資源化は、海外での不法投棄等による環境問題があり、業者選定は慎重に行う必要があることから、調査検討を行いましたが新たな資源化先の選定には至りませんでした。【資源循環課】	△
<b>③生活や社会活動から発生するごみの資源化を図ります</b>		
剪定枝の資源化・有効利用の推進	・ルミネ屋上イベントにおいてブチガーデニング体験を実施し好評を得ることができました。また、2017年度は新たな取り組みとして「みどり東京温暖化プロジェクト」に参加し、更にPRの場を広げることができました。一方で剪定枝といた肥の量の収支に大きな変化は無く、ある程度落ち着いて推移しています。【資源循環課】	○
「リサイクル広場まちだ」での回収品目追加の検討	・使用済み携帯電話を回収品目として追加し、回収を開始しました。【3R推進課】	○
地域住民主体で運営する地域リサイクル広場の拡大	・ごみ減量センターを通じ、自治会町内会へPRを行い、新たに1団体と協定を結びました。【3R推進課】	○
搬入廃棄物の分別による再資源化の促進	・清掃工場へ搬入されたごみからの資源化は通年で行ってきましたが、持込みごみを粗大ごみのみとしたことから、資源化総量は減少しています。【資源循環課】	○
事業所の紙ごみリサイクルの推進	・紙ごみ受け入れ施設について、インターネットで他自治体の実施状況の調査を行った他、すでに設置し運用している他市の状況を見学・調査を行いました。【3R推進課】	△
家庭からでる雑紙の資源化促進	・市内大学の寮で雑がみ袋の配布を行いました。また、不動産業界窓口については、一部の不動産業者に連携の働きかけを行いました。【3R推進課】	○

### (4) ごみの適正な排出・処理を進めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①ごみ排出ルールの周知徹底等の普及啓発を進め、適正な排出を促します</b>		
→重点事業 19（ごみ・資源の新たな効果的な収集方法の検討） P29 参照		
ごみの出し方・分別等の情報を発信するホームページ等の充実	・市民が資源とごみを正しく分別し計画的に出して頂けるよう適宜ホームページの不明瞭箇所の確認や情報の追加等を行いました。【3R推進課】	○
広報紙による啓発	・収集カレンダーの全戸配布を予定通り実施しました。内容に関しては、粗大ごみの持込みが予約制になったことを表紙に記す等、分かりやすい周知に努めました。 出し方パンフレットは、分別推進の視点から東京オリンピック・パラリンピックに向けた「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の取り組みを載せるなど情報を更新し3月末に作成しました。【3R推進課】	○
集合住宅の管理会社等への、ごみの出し方や減量に関する説明会の実施	・依頼があったときや必要と判断したとき、管理会社に対して適正排出について指導をしました。【3R推進課】	○
「ルールブック」を活用した、事業系ごみの適正排出のための啓発	・ルール違反の報告のあった事業所18件に対し、指導を行いました。【3R推進課】	○
事業系ごみ搬入物検査機による、ごみの適正排出に関する指導の徹底	・搬入物検査時に不適物の混入があった場合には、注意書の発行・処理報告書の提出を求めており、ごみに対する意識改革が少しずつ進んできています。あわせて排出事業者への訪問指導を行いました。【資源循環課】	○
<b>②適切なごみ収集と運搬の効率化を図ります</b>		

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
収集車両の適正配置によるごみ収集・運搬の効率化	・車両の代替計画どおりの入れ替えが難しい中、予防整備など車両管理を徹底し、適正で確実な収集運搬に努めました。【3R推進課】	△
ごみの収集車両として天然ガス車、ハイブリッド車等の導入推進	・天然ガス車を1台導入しました。【3R推進課】	○
③安全で適切なごみ処理を行います		
ごみの適正処理に関する情報の案内、配布物等による情報提供	・所管しているホームページの全体的な見直しを行い、市民が見てわかりやすく、興味をひくような内容に修正することができました。排ガス測定結果等の必要な情報は適宜更新をすることができました。【資源循環課】	○
④焼却灰等の有効利用を継続します		
清掃工場で発生した焼却灰等のエコセメント*化による資源化	・清掃工場から出る焼却灰は継続して、東京たま広域資源循環組合に搬入しエコセメント化することができました。【資源循環課】	○
下水処理場の汚泥焼却灰、沈砂の建設資材等としての再資源化	・ばいじん（焼却灰）、燃えがら（流動砂等）の再資源化率 100%、汚泥（沈砂汚泥等）の再資源化率 89.4%、その他産業廃棄物の再資源化率 99%の再資源化率を達成しました。【水再生センター】	◎
⑤ごみの資源化施設の整備を進めます		
→重点事業 20（熱回収施設等（焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設）の整備）	P30 参照	
→重点事業 21（資源ごみ処理施設の整備）	P30 参照	

## ◆基本目標4. 良好的な生活環境の創造

～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

### （1）大気汚染の防止に努めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
①大気の汚染状況を監視し、市民へ公表します		
市内の大気環境の把握〔常時監視（都）、沿道大気調査（市）〕	・主要幹線道路交差点等における大気調査を12月に8地点で行いました。ダイオキシン類*等分析調査を3地点で年4回（5,8,11,2月）行いました。【環境保全課】	○
大気調査結果や大気汚染情報等の収集及び周知・提供	・2016年度に実施した大気調査結果について、4月にホームページで公表しました。【環境保全課】	○
光化学スモッグ*注意報等発令時の周知	・光化学スモッグ東京都メール配信への登録案内の情報提供を各課の協力を得て、町田市メール配信サービス（子育て情報、気象・地震情報、学校教育情報）にて行いました。また、学校情報が発令された際にはすみやかに関係機関へ情報提供しました。（2017年度の東京都多摩南部における注意報の発令回数は0件でした）【環境保全課】	○
②事業活動での大気汚染物質の発生を抑制します		
大気汚染について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導	・工場等設置時に届出がある場合は、届出内容を確認し、必要に応じて事業者に指導を行いました。違反事業者に対しては、苦情等があった際に、現地確認し、改善について指導しました。【環境保全課】	○
野外焼却防止のための事前指導や広報等による啓発	・苦情があった際に現地に出動し、野外焼却は原則禁止されていること、また例外行為に該当する場合であっても近隣への配慮を行うよう指導しました。【環境保全課】	○
③自動車利用を控え、公共交通利用を進めます【再掲（1-[3]-②）】		
路線バスの利用環境整備	・町田郵便局前バス停、図師バス停の2箇所に上屋を設置しました。 ・町田バスセンター12番・13番乗り場、広袴バス停の3箇所にベンチを設置しました。【交通事業推進課】	○
地域コミュニティバス等の運行	・相原地域において2018年2月1日から2018年3月30日まで、実証実験運行を行いました。 ・つくし野地区について、経路上の安全等について、警視庁と協議を行いました。【交通事業推進課】	○
市が開催するイベント時の公共交通利用の推進	・緑のカーテンイベントやセミ・セミナーなどの催して公共交通機関の利用を呼びかけました。【環境・自然共生課】	○

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>④低公害車の普及促進等を図ります【再掲（1-〔3〕-③）】</b>		
次世代自動車等の低公害車の普及促進	・電気自動車充電器の利用を促すとともに、燃料電池自動車の展示や、低公害車の仕組みについてのパネル展示、ホームページでのコンテンツ公開などにより、普及啓発を行いました。【環境・自然共生課】	◎
水素ステーションの誘致	・2017年度は水素ステーション誘致に至らなかったが、誘致活動を進展させました。【環境・自然共生課】	△
エコドライブの周知、普及・啓発	・ECO まちだに記事を掲載した他、イベント実施時にはエコドライブガイドの配布を行いました。また、庁内における周知も行いました。【環境・自然共生課】	○
低公害車[天然ガス自動車・ハイブリッド車・電気自動車等]の公用車としての導入検討・実施	・業務用車両9台（ガソリン車8台・ディーゼル車1台）を、現行環境基準に適合した車両に買い替えました。【市有財産活用課】	○
<b>⑤自転車利用環境の整備を進めます【再掲（1-〔3〕-④）】</b>		
→重点事業22（自転車利用環境の整備） P30 参照		
自転車駐車場の整備	・2017年10月に鶴川駅南口自転車駐車場を供用開始しました。2017年10月に町田ターミナル自転車駐車場のラック更新を実施しました。【道路管理課】	○
市職員の近隣移動時の自転車利用の推進	・全庁掲示板を通じ、職員に自転車利用を促進しました。【環境・自然共生課】	○
	・自転車利用について、全庁（各部長宛）に通知で依頼し利用を喚起しました。【市有財産活用課】	○

## （2）良好な水質の確保に努めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①汚水管の整備と合併処理浄化槽の普及による適正な污水処理対策を進めます</b>		
→重点事業23（下水道未整備箇所の汚水管整備の推進） P31 参照		
<b>②河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります</b>		
→重点事業24（下水処理水の水質向上） P31 参照		
<b>③水質汚濁物質の排出抑制のため、市民・事業者への働きかけを推進します</b>		
水質汚濁について、河川等へ直接排水を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導	・河川等へ直接排水を行う事業場30件に対し排水調査を実施しました。内1件で基準値超過があり、違反事業者に対し改善指導を行いました。【環境保全課】	○
下水道法に基づく、下水道に排水を行う事業者への調査や指導の実施	・92事業場に対する処理設備の管理状況等について、聞き取り調査を実施しました。また、延べ41事業場に対して排水検査を実施しました。その結果2件の排水基準の超過が判明し、改善指導を行った結果、事業場からの汚濁物質排出を抑制することができました。【水再生センター】	○
特定施設未届事業場の発見と、届出の指導の実施	・環境保全課と情報を共有するとともに、特定施設未届け事業場の発見と特定施設の届け出指導を行いました。【下水道管理課】	○
	・未届事業場に対し随時指導を行い、2017年度は設置届出書及び変更届出書を合わせて40件受理しました。【環境保全課】	○
規制対象外事業者へのグリース阻集器等の管理に関する啓発	・ホームページ等を利用して、排水設備の適正管理の啓発活動を行いました。 ・市内83店舗に対してグリース阻集器の維持管理の啓発・指導を行いました。【下水道管理課】	○
地下水汚染について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導	・2017年度に設置届出書もしくは変更届出書が提出された事業場40件のうち7件で有害物質使用特定施設があったため、構造基準の遵守、定期点検の実施及び管理要領の作成についての指導を行いました。【環境保全課】	○
土壤や地下水汚染の防止のため、農業や施肥の適正量の利用及び低減に向けた啓発の実施	・エコ農産物認証取得者およびエコファーマーに対して補助率を上げて堆肥流通促進事業補助金を交付しました。 ・また、エコ農産物認証シールの購入経費に対し、補助金を交付しました。【農業振興課】	○
下水接続の普及促進	・予定どおり鶴川地区の未接続家屋及び供用開始して間もない家屋（2016・2017年度供用開始分）に公共下水道接続のための普及活動を行いました。【下水道整備課】	○

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
河川の水質事故防止のための広報等による啓発	・環境広報紙やホームページを通じて注意喚起を行いました。また、11月に境川で魚の大量死事故が発生した際には、周辺事業場の調査及び注意喚起を行いました。【環境保全課】	○
下水道の正しい使い方の指導	・まちだエコフェスタ、恩田川さくらまつりを通じ、下水道の啓発活動を行いました。【下水道管理課】	○
下水処理場への市民等の施設見学受け入れ	・両処理場で市民、学校、団体等から、年間で603名の方を施設見学に受け入れました。 ・引き続き、多くの市民の方に処理場のことを知りたいだけるよう努めています。【水再生センター】	○
<b>④市内の主要河川等において、定期的な水質調査を実施します</b>		
主要河川である鶴見川、境川、恩田川等の河川調査の実施とホームページ等での調査結果の公表	・河川の水質調査は予定通り実施しました。地下水の水質調査については、渴水等の影響により法定調査1地点、独自モニタリング調査1地点で採水できませんでしたが、それ以外の地点では実施しました。調査結果についてはまとめ終わった段階で公表する予定です。【環境保全課】	○

### (3) 誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①有害化学物質等の適正管理・処理の指導を進めます</b>		
→重点事業25(有害化学物質の適正管理・処理の指導) P31 参照		
事業者が自ら化学物質の適正な管理を行えるよう届出の指導	・化学物質使用量報告書の提出が必要とされる適正管理化学物質取扱事業者77件すべてから報告書が提出されました。 また、事業者に対しては必要に応じ化学物質管理方法書の作成を指導しました。【環境保全課】	○
既存建物の解体時におけるアスベスト使用調査・届出・適正処理の指導	・アスベスト使用建築物の解体等工事について、事前相談や法令に基づく届出の指導などを行いました。 また、年2回の建設リサイクル法に関する一斉パトロールのほか、東京都から依頼のあったパトロールについても実施し、看板の掲示などに不備があった場合に指導しました。【環境保全課】	○
	・事前の調査や手続きについて指導を行い、また現場で適正な処理をしているか確認することにより、事業者や施工業者に、アスベストの取り扱いについて、十分な注意が必要であることを周知しました。【建築開発審査課】	○
<b>②悪臭の発生防止に努めます</b>		
悪臭について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び、悪臭を発生させた事業者への指導	・工場設置認可申請等を受ける際には、あらかじめ悪臭が発生しない作業工程や設備の導入をするよう指導しました(2017年度は工場17件、指定作業場34件の申請がありました)。 また、悪臭を発生させてしまった事業所等に対しては、原因を究明したうえで、作業工程を変更するなど再発防止対策を講ずるよう指導しました。【環境保全課】	○
清掃工場における、臭気測定の実施及び設備の適正管理による臭気の発生抑制対策の実施	・1月に脱臭装置の活性炭を詰め替えました。3月に敷地境界で臭気指数を測定し、規制基準値への適合を確認しました(測定値10未満)。【資源循環課】	○
農業者に対する畜舎清掃や畜糞の適正処理方法、施肥の適正な使用方法の周知等、臭気発生抑制の指導	・畜舎の衛生管理に必要な経費に対する補助を行いました。 周辺住民からのご意見をいたたく中で、関係機関と協力しながら臭気発生抑制の対応を行いました。【農業振興課】	○
<b>③自動車や、事業活動による騒音・振動問題への取り組みを進めます</b>		
騒音・振動について、工場等を設置する事業者や工事を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導	・工場設置認可申請等や事前協議、特定建設作業実施届を受ける際には、騒音や振動の発生に注意し、近隣へ配慮するよう指導しました(2017年度は事前協議151件、特定建設作業136件の申請がありました)。 また、騒音や振動により近隣から苦情が生じた場合には、原因を究明したうえで、事業場等に対して作業工程を変更するなど再発防止対策を講ずるよう指導しました。【環境保全課】	○
主要幹線道路における自動車騒音調査の実施	・自動車騒音常時監視・面的評価については8ヶ所委託にて実施しました。 また市内幹線道路の自動車騒音測定(要請限度*)についても3ヶ所直営にて実施しました。【環境保全課】	○

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>④航空機騒音の軽減のための取り組みを進めます</b>		
国及び米軍に対し、NLP*や早朝・夜間・土日祝日の飛行の中止・制限等を要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び米軍に対し、早期かつ確実に空母艦載機の移駐等を実施するとともにきめ細かく情報提供を行うこと、恒常的訓練施設を確保すること、空母艦載機による騒音問題の解決に積極的に取り組むことを厚木基地騒音対策協議会で要請しました。</li> <li>米軍に対し、厚木飛行場周辺における「航空機騒音防止対策の推進」について東京都と共同で要請しました。【企画政策課】</li> </ul>	○
航空機騒音の常時測定【市内5箇所】と測定結果の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機騒音常時測定（市内5箇所）を適切に実施しました。</li> <li>航空機騒音について、市が測定した結果を広報やホームページで公表し、航空機騒音による苦情件数とともに速やかに関係機関に報告しました。【環境保全課】</li> </ul>	○
<b>⑤その他の問題の対策を考え、安心で快適な環境の実現を図っていきます</b>		
建築物等を建設する事業者に対する電波障害の事前調査や対策の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高層建築物を建築する際の事前協議において、10m以上の建築物の場合は、テレビの受信障害調査を実施し、その報告書の提出を指導しました。また、建築中または建築後に受信障害が発生した場合は、速やかに対応するよう指導しました。【環境保全課】</li> </ul>	○
電波障害*及び受信障害の相談、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信障害の相談に対しては、テレビ受信障害調査報告書に基づいた障害予測地域の情報提供を行いました。【環境保全課】</li> </ul>	○
事業者に対する屋外照明、駐車場での車両照明等の配慮など光害*未然防止の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場等設置届出時及び中高層建築物を建築する際の事前協議、大規模小売店舗立地法に伴う事前協議において、屋外照明や車両の灯火による光害防止対策を講ずるよう指導しました。【環境保全課】</li> </ul>	○
街路灯への遮光板の取り付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの要望により年間、5基の街路灯に遮光板を取り付けました。【道路維持課】</li> </ul>	○
監視・指導による土砂の不法投棄の防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂の埋立に関する相談を受けた際に、条例に基づいた許可を取得するよう指導を行いました。また、外出時には監視を行いました。【建築開発審査課】</li> </ul>	◎
近隣騒音などのトラブル防止のためのマナー啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活騒音についての啓発記事をホームページに掲載しました。【環境保全課】</li> </ul>	○
市民の生活環境の保全のための空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理不全となっている空き家所有者への文書による意識啓発や現地調査に基づく現状についての情報提供を実施した結果、管理不全となっていた空き家を63件改善することができました。【住宅課】</li> </ul>	◎

\*厚木基地騒音対策協議会会員（行政関係）

町田市・神奈川県・横浜市・藤沢市・茅ヶ崎市・相模原市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市

#### (4) 美しいまち並みづくりを進めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①地域が主体となった良好な景観づくりを進めます</b>		
→重点事業26（生活風景宣言等による良好な景観づくり） P31 参照		
景観づくりの基準となるガイドラインの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）」を3月に策定しました。【地区街づくり課】</li> </ul>	○
景観づくりセミナーの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観イベント「マチ×ヨガ#町田で発見」を3月に開催しました。【地区街づくり課】</li> </ul>	○
景観づくり市民サポーターによる啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題と方向性を整理し、若い世代を対象とした新たな取り組みの実現に向けた検討をしました。【地区街づくり課】</li> </ul>	○
<b>②快適な道路環境づくりを進めます</b>		
市内各駅における放置自転車対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>放置自転車対策の委託先一元化を実施しました。また、午後の買い物客に対する対策として町田駅の午後撤去回数の増加、午後3時以降の一斉撤去を実施しました。【道路管理課】</li> </ul>	○
学校や地域での自転車や二輪車のマナー啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立小学校36校（6校の小学校については、雨天等のために警察による講話のみ実施）と市立中学校6校を対象に自転車教室を開催しました。中学校自転車教室の実施に当たっては、PTAや地元の町内会・自治会の役員にも案内をし、参加を促す工夫をしました。</li> <li>警察と連携し、街頭で自転車利用者や二輪車の運転者に対して、安全運転を呼び掛けるなどの啓発を行いました。</li> <li>9月に開催した「町田市民交通安全フェスティバル」の中で、「自転車安全運転スタンプラリー」と「白バイ隊員による二輪車実技教室」を実施し、自転車利用者と二輪の運転者に対して啓発を行いました。【市民生活安全課】</li> </ul>	○

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>都計道3・4・34（金森）の連携引込工事をおこないました。</li> <li>都計道3・4・38号線（木曽東）の電線共同溝及び道路築造工事を行いました。【道路整備課】</li> </ul>	○
市民ボランティア団体による道路の美化活動の推進〔アダプト・ア・ロード事業〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規に2団体が登録しました。既存団体には、活動報告を提出してもらい、また希望団体には活動に必要な物品の支援を行いました。【道路管理課】</li> </ul>	○
<b>③ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます</b>		
統一美化キャンペーンのPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報・ホームページ・ポスター等を通じ、ごみゼロデーのPRを行うとともに、5月30日に町田駅周辺で散乱ごみの一斉清掃を実施しました。【環境保全課】</li> </ul>	○
美化推進重点区域（あきかん、吸い殻等のポイ捨て防止区域）の指定及び運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月に南町田駅周辺、3月に多摩境駅周辺でポイ捨て禁止を呼びかける啓発活動を実施し、指定区域外のポイ捨てごみの状況を確認しました。また、委託業者による指定区域の清掃を実施するとともに、啓発活動では散乱ごみの清掃を実施しました。【環境保全課】</li> </ul>	○
道路等喫煙禁止区域（路上喫煙禁止区域、喫煙スポット）の指定及び運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>美化推進重点区域及び道路等喫煙禁止区域の巡回は、町田駅周辺742回、鶴川駅周辺159回、成瀬駅周辺167回の合計1,068回実施しました。【環境保全課】</li> </ul>	○
あき地の所有者への雑草除去指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>あき地の現地調査を行い、雑草が繁茂している状態のあき地の所有者に対して年二回（春と秋）の除草をするよう、依頼、指導を行いました。また、所有者自身で除草ができない場合は、除草料を納付していただき、委託業者による除草を行いました。【環境保全課】</li> </ul>	○
不法投棄監視カメラの有効利用及び、パトロールによる再発防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係部署及び警察機関と連携し、不法投棄発生場所への啓発看板設置や不法投棄重点地区のパトロールの実施（昼・夜）を行いました。【3R推進課】</li> </ul>	○
土地所有者等との協働による、不法投棄再発防止対策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄発生場所に啓発看板を設置（18件・49枚）し、不法投棄防止策及び再発防止策を提案しました。【3R推進課】</li> </ul>	○

## ◆基本目標5. 環境に配慮した生活スタイルの定着

～学び・共同で進めるまちづくり～

### （1）次世代を担う子どもの環境学習を進めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①学校における環境教育の充実を図ります</b>		
→重点事業27（環境副読本を活用した環境教育の実施） P32 参照		
各教科等における指導、環境学習、農業体験、自然体験の実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大蔵小学校と小中一貫ゆくのき学園大戸小学校において、地域の方々の協力を得ながら学年や委員会活動でビオトープの整備を行うとともに、児童が学習などで活用しました。【指導課】</li> </ul>	○
ボランティアコーディネーター等を活用した環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や保護者の協力を得ながら緑化運動や林業体験などを実施し、生物と環境との関わりを学習することができました。</li> <li>大蔵小学校では、地域の方の協力を得て「ホタルの鑑賞会」を行いました。【指導課】</li> </ul>	○
出前講座を活用した児童・生徒、保護者への環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校3校（4回） 小学校33校 学童保育クラブ10クラブ 保育園・幼稚園57回の出前講座を実施しました。学童保育クラブではダンボールコンポスト講習会をメニューに加え、各クラブに取り組んでいただきました。【3R推進課】</li> </ul>	○
<b>②子どもの環境学習・体験学習を進めます</b>		
→重点事業28（子ども向け環境講座のプログラムの企画・実施） P32 参照		
こどもエコクラブ*の設立促進と活動の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページでの周知を継続するとともに、町田市内のこどもエコクラブの情報を引き続き管理しました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○
出前講座や大学が提供する環境教育の取り組み等、既存の環境教育プログラム情報の収集、提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月におだきゅう親子環境教室in町田を開催したほか、8月に水素エネルギーに関する夏休み環境学習を実施、12月にまちカフェでのスイソミル（都の水素啓発施設）出張イベントなどを実施し、取り組みの情報をホームページなどで提供した。こどもエコクラブのコンテンツを継続公開しました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○

## (2) 市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります</b>		
環境に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちだ市民大学 HATS 環境講座を前後期で年間17回実施しました。前期（4～7月）は「まちだ de エコ・ツアーア」と題した体験実習型の講座を全8回、後期（9～12月）は「わたしたちのまちの環境探検」と題した座学とフィールドワークの講座を全9回行い、行政や市民団体のエコへの取り組みや、農業体験、動物生態の観察などを通じて、地球環境にやさしい生活を身近に感じて学習する場を提供しました。【生涯学習センター】</li> <li>環境をテーマとしたイベントを年4回以上開催しました。【市民協働推進課】</li> <li>&lt;市民協働による生きもの調査&gt;5月にツバメの巣探し調査、7～10月にセミの鳴き声調査を行いました。&lt;イベント&gt;6月と8月にセミの種類や生態を学ぶセミナーを、6月におだきゅう親子環境教室 in 町田、8月に水素エネルギーに関する夏休み環境学習を実施しました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○ ○ ○
ライトダウン等節電意識向上のためのキャンペーンの開催を通じた啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省「ライトダウン2017」において市職員等に呼びかけ、節電意識の向上を図ることができました。また、2017年度も相模原市、各団体との連携や調整が順調に進み、充実した事業とすることができます。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○
まちづくりの検討の場での環境配慮の視点の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>小山田桜台まちづくり協議会で、谷戸池公園の池の水質浄化活動を行いました。【地区街づくり課】</li> </ul>	○
生物多様性にかかる多様な主体の交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月23日にまちだ生きもの共生フォーラムを開催し、市民団体の現地ガイドやワークショップ、パネル展示を行いました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○
<b>②事業者の環境配慮への取り組みや環境保全活動を支援します</b>		
中小企業が行う環境に配慮した整備への改修等に必要な資金調達への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市中小企業融資制度において環境改善整備資金のメニューを設け、取扱金融機関等と連携し、事業者から求めがあった際にはメニュー内容についての説明を行いました。【産業政策課】</li> </ul>	○
事業者の環境保全活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>町田エコフェスタにて、エコ宣言制度を紹介し、募集したエコ宣言参加事業者の環境配慮活動のPRを行いました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が利用することができる制度の紹介を掲載したアクションプラン概要版を作成し、商工会議所やイベント等で配布しました。【環境政策課】</li> </ul>	○
公益的市民活動への事業者参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業と連携して公園清掃を行う仕組みを作り、要領を策定して次年度より正式運用に至りました。【公園緑地課】</li> </ul>	○
里山における事業者の環境保全活動の場を提供する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者・市・NPO法人の三者による協定を締結し、鶴見川源流保水の森で環境保全活動を2回実施しました。【農業振興課】</li> </ul>	○
<b>③環境に配慮した事業者を認定する制度をつくります</b>		
→重点事業 29（まちだエコ宣言制度の推進） P32 参照		

## (3) 環境学習・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
<b>①環境に関する情報を積極的に発信します</b>		
環境に関する情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ECOまちだ」を年4回発行しました。</li> <li>「環境白書 2017」を発行しました。また、ホームページでも情報を公開しました。【環境政策課】</li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市ホームページの中に新たに湧水のコンテンツ、アライグマ・ハクビシンに関するコンテンツを作成しました。普及啓発資料として、「まちだ生きもの探しマップ」を発行しました。また、情報拠点について改めて方向性を検討しました。【環境・自然共生課】</li> </ul>	○
環境に関する出版物を充実させて提供、環境をテーマにした特集コーナーを随時設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する出版物の収集に努め、2017年度受入合計は179冊で、2017年度末の合計は5,386冊となりました。鶴川駅前図書館は、里山や身近な自然に関する資料をまとめた書架「みどりのコーナー」を、中央図書館では、児童コーナーに「小さな自然」と題したコーナーを設置して常設しています。【図書館】</li> </ul>	○

取り組み項目	2017年度実施内容	評価
町田市の環境の状況・取り組み等の白書・ホームページ等での公表	・ 2016年度環境調査事業概要をホームページで公表しました。 航空機騒音について、市が測定したデータ及び東京都が2016年度に測定したデータを取りまとめ、広報やホームページで公表しました。 土壤汚染対策法に関する区域指定等の情報についても随時ホームページに掲載しました。【環境保全課】	○
	・ 町田市の2017年度の環境の状況や取り組みなどを「町田市環境白書2017」として公表しました。【環境政策課】	○
市のイベントにおける環境配慮の取り組み推進	・ エコキャラクターハスのんの使用・貸出申請は2017年度17件あり、それぞれのイベントの中で参加者への環境配慮の呼びかけを行いました。【環境政策課】	○
	・ 緑のカーテンイベントやセミ・セミナーなどの催しで公共交通機関の利用の呼びかけを行いました。【環境・自然共生課】	○
<b>②市民・事業者の環境保全活動の情報の共有化を図ります</b>		
→重点事業30（ホームページの充実による情報集約・発信） P33参照		
<b>③大学等との連携を進め、環境学習の機会を創出します</b>		
相模原・町田大学地域コンソーシアムや各大学と環境学習に関する取り組みを連携・協働して行うための仕組みづくり	・ 連携・協働した取り組みとして環境をテーマにした講座は実施できませんでしたが、「さがまちカレッジ」で子どもを対象とした「布で簡単なバックを作ろう」「クリスマス飾りを作ろう」と題した講座を協働して実施し、環境にやさしい制作の学習へつなげました。【生涯学習センター】	△
ECO-TOP インターンの受け入れ	・ ECO-TOP インターンとして夏期に3名、冬期に1名の大学生を受け入れ、市の施策や事業体験を通じて行政の役割について学習してもらいました。【環境政策課】	○
<b>④環境保全活動の担い手の育成、人材の活用を図ります</b>		
→重点事業31（ごみ減量サポーターの地域活動支援） P33参照		
環境保全活動団体や環境保全に取り組む市民への支援の検討、実施	・ 「町田生きもの共生フォーラム」において、里山の活用をテーマとする団体コエダプラスプロジェクトの報告・ワークショップを実施し、団体のパネル展示を行いました。市のホームページにおける環境保全活動団体の紹介を継続しました。【環境・自然共生課】	○
	・ 環境保全団体等への支援方法を検討しましたが、今後の具体的方策については、更なる検討を行う必要があります。【環境政策課】	○

## 5. 町田市環境基本条例\*（平成12年12月27日 条例第68号）

### 目次

#### 前文

第一章 総則（第1条—第8条）

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策（第9条—第19条）

第三章 環境管理の推進（第20条—第22条）

第四章 環境パートナーシップ\*による環境の保全、回復及び創造の推進  
(第23条—第26条)

#### 附則

### 前 文

私たちの町田市は、多摩丘陵の北部に位置し、緑豊かな丘陵地と、境川や鶴見川などの源流を有しており、また数多くの縄文遺跡の発見にみられるように、生活の場としての長い歴史を有している。それは、先人たちが、太古からその豊かな自然の恩恵を享受しながら生活してきたことを物語っている。

現代社会での生活、あるいは経済活動は、私たちの暮らしを豊かにする一方、資源の過剰な消費や膨大な廃棄物の排出等、環境に対する多大な負荷を伴い、私たちを取り巻くあらゆる環境を悪化させる原因となっている。このことは、首都圏で有数の商業都市、住宅都市として発展し続けている町田市でも例外ではなく、先人たちから引き継いだ環境を、次の世代へ引き継ぐことはもちろん、維持することさえ困難な状況に立ち至っている。このような環境の悪化は、私たちのまわりだけではなく、地球全体に広がっている。

地球規模での環境問題への早急な対応が迫られている現代社会においては、私たちは良好な環境を単に自然から与えられるものとしてではなく、すべての者による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受できるものとして考えなければならなくなっている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利、すなわち環境権\*を有している。同時に、私たちは環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務がある。良好な環境は、私たちの世代だけに与えられるものではない。将来の世代も享受する権利を有しているのである。

私たちは、かけがえのない生命と自然を守るために、すべての者の総意として、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷\*の少ない持続的発展が可能な循環型社会\*の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造についての基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、事業者、市民、在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者（以下「すべての者」という。）の責務を明らかにするとともに、地域の特性に即した環境の保全、回復及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市民参画の下に総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好的環境 現在及び将来のすべての人々が、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる、生活環境、自然環境及び歴史的文化的環境\*をいう。
- (2) 歴史的文化的環境 歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっているものをいう。
- (3) 環境への負荷 行政の施策、事業活動、日常生活等（以下「すべての活動」という。）により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境への負荷のうち、すべての活動に起因する生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁（雨水及び地下水の汚染を含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、良好な環境が損なわれるることをいう。

- (5) 循環型社会 すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制\*、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう。

- (6) 地球環境の保全 すべての活動に起因する地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境の確保に寄与するものをいう。
- (7) 環境監査 市又は事業者が、すべての施策又は事業活動について環境の保全、回復及び創造の見地から自ら点検及び評価を行い、以後、その結果を反映させていくことをいう。
- (8) 環境パートナーシップ\* 市及び事業者並びに市民、在勤在学者及び主にこれらの人により組織される民間の団体（以下「市民等」という。）が、環境の保全、回復及び創造を目的として、相互に促し、励まし、支え合う関係をいう。

#### （基本理念）

- 第3条 環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権\*の確保を図るとともに、このことが将来にわたって継続されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷\*を低減するよう行動することにより、循環型社会\*を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。
  - 3 自然環境及び歴史的文化的環境\*の保全及び回復は、生物多様性\*（生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。）が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。
  - 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

#### （市の責務）

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的・社会的条件に応じた次に掲げる環境施策を策定し、これを推進する責務を有する。
- (1) 公害の防止及び快適環境の創造
  - (2) 生物多様性を含めた自然環境及び歴史的・文化的環境の保全及び回復
  - (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進
  - (4) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進
  - (5) 環境パートナーシップによる環境への負荷を低減するための行動の促進
  - (6) 地球環境の保全
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負

- 荷の低減に寄与すること。
- 2 市は、基本理念にのっとり、施策に伴う環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

#### （事業者の責務）

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。
- (1) 事業活動に伴う環境への負荷の低減、公害その他環境汚染を防止するために、必要な措置を講ずること。
  - (2) 事業活動に係る製品の販売、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
  - (3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
  - (4) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

#### （市民の責務）

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。
- (1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創造に自ら取り組むこと。
  - (2) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

#### （在勤在学者等の責務）

- 第7条 在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者は、基本理念にのっとり、市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に協力する責務を有する。

#### （環境配慮\*）

- 第8条 すべての者は、基本理念にのっとり、そのすべての活動において、次に掲げる環境配慮に努めなければならない。
- (1) 公害を発生させないこと。
  - (2) 自然を大切にすること。
  - (3) 歴史と文化を大切にすること。
  - (4) まちをきれいにすること。
  - (5) ごみを減らすこと。
  - (6) 資源及びエネルギーを大切にすること。
  - (7) 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。
  - 2 すべての者は、前項に規定する環境配慮を行うに当たっては、地球環境への影響についても考慮するものとする。
  - 3 前二項の規定は、市民の市外における活動について準用する。

## 第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策

### (環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、町田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定する。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全、回復及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全、回復及び創造に関する総合的な施策の大綱
- (3) 前二号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境基本計画との整合)

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

### (環境行動指針)

- 第11条 市長は、事業者及び市民等が、環境への負荷<sup>\*</sup>の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定する。
- 2 市長は、環境行動指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

### (規制措置)

- 第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 2 市は、生物多様性<sup>\*</sup>を含めた自然環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 3 市は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、市は、環境への負荷を低減するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

### (誘導的措置)

- 第13条 市は、事業者及び市民等が率先して環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。
- 2 市は、事業者及び市民等の自らの活動による環境への負荷を低減するため、経済的負担を課す等の誘導的措置を講ずることができる。

### (財政措置)

- 第14条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

### (調査、監視及び測定の実施)

- 第15条 市は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測並びに環境の保全、回復及び創造に関する施策を策定及び推進するために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策を適正に実施するため、必要な監視及び測定の体制を整備するものとする。

### (施策等の報告)

- 第16条 市長は、毎年、環境の状況及び環境施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

### (市民意見の反映)

- 第17条 市長は、環境施策の策定及び推進に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

### (調整の体制)

- 第18条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策について、総合的に調整及び推進するためには必要な体制を整備するものとする。

### (国等との協力)

- 第19条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

## 第三章 環境管理の推進

### (環境監査の実施)

- 第20条 市及び事業者は、環境監査を行うよう努めるものとする。
- 2 市長は、特に必要と認めたときは、事業者に対して環境監査の結果についての報告を求める等、必要な措置を講ずることができる。

### (環境影響評価の促進)

- 第21条 市は、環境に著しい影響を及ぼすお

それのある施策又は事業を行う者が、当該施策又は事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、当該施策又は事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業情報の公表)

第22条 市又は事業者は、施策又は事業が与える環境への負荷\*の情報について、公表するよう努めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のうち、市が保有するものについては、公表するよう努めなければならない。

#### 第四章 環境パートナーシップ\*による環境の保全、回復及び創造の推進

(環境学習\*の推進)

第23条 市、事業者及び市民等は、環境の保全、回復及び創造についての理解を深め、適切な取組が推進され、互いに環境の保全、回復及び創造に関する学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第24条 市、事業者及び市民等は、自発的に行う環境の保全、回復及び創造に関する活動を推進するため、互いに支援するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第25条 市、事業者及び市民等は、環境の状況その他の環境の保全、回復及び創造に関する情報を適切に共有できるよう、情報の提供に努めるものとする。

(広域的協力)

第26条 事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造を行うに当たっては、他の地域の人々とも協力するよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

## 6. 参考資料

### 6.1. 環境基準\*

#### (1) 大気

表1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	対象区域
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) *	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所以外の地域
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質* (SPM) *	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) *	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	
光化学オキシダント* (O <sub>x</sub> )	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

表2 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度指針

物 質	環境上の条件	対象区域
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高一時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は 0.2ppmC から 0.31ppmC の範囲にある	

## (2) 水質

表3 人の健康の保護に関する環境基準\*一覧

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.0030 mg/ℓ 以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB*	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下	
トリクロロエチレン	0.010 mg/ℓ 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下	
チラム	0.006 mg/ℓ 以下	
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下	
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	
セレン	0.01 mg/ℓ 以下	
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下	
ふつ素	0.8 mg/ℓ 以下	
ほう素	1 mg/ℓ 以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下	

備考 1：基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする

2：「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表4 生活環境の保全に関する環境基準\*

ア

類型	市内該当水域	利用目的の適応性	基準値				
			pH*	BOD*	SS*	DO	大腸菌群数
AA		水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	恩田川	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B		水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C		水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	
D	境川 鶴見川	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	
E		工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l 以上	

備考1：基準値は、日間平均値とする。

2：ただし農業用利水点については、水素イオン濃度指数\*6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。

3：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	0.001 mg/l以下	0.03 mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.0006 mg/l以下	0.02 mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.05 mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.04 mg/l以下

備考1：基準値は年間平均値とする。

### (3) 地下水

単位: mg/ℓ

表5 地下水の環境基準\*値一覧

項目名	環境基準値	項目名	環境基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
PCB*	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふつ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 以下

### (4) ダイオキシン類\*

表6 ダイオキシン類による大気の汚染・水質の汚濁および土壤の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質	1 pg-TEQ/ℓ 以下
土 壤	1,000 pg-TEQ/g 以下
※水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

備考

1 : pg はピコグラムを表し、1pg は1兆分の1g

2 : 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。

3 : 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

4 : 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調整を実施することとする。

## (5) 騒音

表 7-1 騒音に係る環境基準\*値一覧

単位：デシベル

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
AA	清瀬市の地域のうち松山3丁目1番、竹丘3丁目1番から3番までおよび竹丘3丁目10番の地域		50 以下	40 以下
A	第1種低層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
	第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第1種住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
	第2種住居地域 準住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域	一般地域	60 以下	50 以下
	商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

### 備考

1：車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

### 注）地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域（東京都内ではこの地域のみ）

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適応しない。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 7-1 に関わらず特例として表 7-2 のとおりとする。

表 7-2 幹線交通を担う道路に近接する空間における基準

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

### 備考

1：「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲内を特定する。

- 2車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- 2車線を越える斜線を有する道路 20 メートル

2：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては、45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

表8 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度\*

単位：デシベル

区域の区分		車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 地域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 AA地域	近接区域	75	70
b 地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70

## 備考

1：車道とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2：近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を越える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

表9 光化学スモッグ\*緊急時基準および措置

段階	地域	発令路の基準	措置		
			協力工場等	自動車等	一般
予報	区 東部 北部 西部 南部	気象条件からみて高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減協力要請	不用不急の目的により、自動車を使用しないことについて協力を求める。	ばい煙を排出するものに対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求める。
注意報		オキシダント濃度が0.12ppm以上	通常の燃料使用量20%程度の削減勧告	当該地域を通過しないように協力を求める。	注) 屋外になるべく出ないよう周知する。
警報	多摩 北部 中部 西部 南部	オキシダント濃度が0.24ppm以上	通常の燃料使用量40%程度の削減勧告		注) 屋外運動はさしつかえるようにする。
重大緊急報		オキシダント濃度が0.40ppm以上	通常の燃料使用量40%程度の削減命令	東京公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請する。	注) 光化学スモッグの被害を受けた人は、もよりの保健所に連絡する。
学校情報	の8地域	オキシダント濃度が0.10ppm以上			

## 6.2. 主な関係法とその解説

関係法令名	解説
環境基本法	多様化・複雑化した国の環境問題や、地球環境問題への取り組みの必要性の高まりなどに対処するため、環境の保全についての基本理念、国や事業者、国民等の各主体の責務、基本的施策等、環境の保全に関する施策の基本的な枠組みを定めた法律で、公害対策基本法に代わり、1993年11月に施行された。
循環型社会*形成推進基本法	「廃棄物処理法」、「再生資源の利用促進に関する法律」、「容器包装リサイクル*法」、「家電リサイクル法」などの上位に位置付けられる、循環型社会を形成するための基本法で、2000年に成立した。 同法に基づき、2003年3月には、「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成のための数値目標などが示された。物質フロー指標として①資源生産性（入口）、②循環利用率、③最終処分量（出口）を、取組指標として①廃棄物に対する意識・行動、②廃棄物の減量、③循環型社会ビジネスの推進が示されている。
地球温暖化*対策の推進に関する法律	通常「地球温暖化防止法」と呼ばれる。同法により、地方公共団体には、事務・事業に関する温暖化防止に向けた実行計画（「地球温暖化防止実行計画」）の策定が義務付けられている。また、地域の実情に応じた温暖化防止実行計画（「地球温暖化防止地域推進計画」）の策定も努力義務として定められている。一定規模以上の事業所を対象とした、温室効果ガス*算定・報告・公表制度を定めている。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	通常「フロン排出抑制法」と呼ばれる。2002年に制定された「フロン回収・破壊法」で進められてきた業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な漏えい対策が取られるよう改正し、名称を改めた法律。2015年4月より施行された。
エネルギー政策基本法	エネルギー需給に関する基本的な方針を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにしたもの。①エネルギーの安定供給の確保、②環境への適合、③市場原理の活用といった基本理念を掲げている。2002年6月より施行されている。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	通常「グリーン購入*法」と呼ばれる。国や地方公共団体などの大口需要者である公的機関が率先して低環境負荷*型の製品等を調達することによって、環境物品等の流通を促進し、価格を下げ、民間のグリーン購入を促進させることを狙いとしている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	通常「容器包装リサイクル法」と呼ばれる。一般廃棄物の容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器・包装ごみについて、消費者、自治体、事業者がそれぞれの立場で、ビン・缶・飲料用紙パック、ペットボトルなどのリサイクルを推進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を図るために1997年4月に施行された。2000年4月からは、ダンボールなどの紙容器とプラスチック容器などにも対象が拡大された。また、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、レジ袋対策等の取組状況の報告が義務化された。
特定家庭用機器再商品化法	通常「家電リサイクル法」と呼ばれる。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコンの4品目を対象に、メーカーが有料で回収し、リサイクルすることを義務づける法律。1997年6月公布、2001年4月より施行された。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	通常「食品リサイクル法」と呼ばれる。食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化を行い、飼肥料などの原材料として利用を進めることを目的としている。
使用済自動車の再資源化等に関する法律	通常「自動車リサイクル法」と呼ばれる。年間約400万台（中古車輸出もめると500万台）排出される使用済自動車のシュレッダー・ダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルの促進を進めることによって、最終処分量の減少と、不法投棄・不適正処理の抑制を図るもの。平成14年7月に公布され、段階的に施行される。
資源の有効な利用の促進に関する法律	通常「リサイクル法」「資源有効利用促進法」と呼ばれる。廃棄物の発生抑制（リユース*）、部品等の再使用（リユース*）、原材料としての再利用（リサイクル）の「3R」を新たに導入し、資源の有効利用を総合的に体系づけた。
自然再生推進法	自然再生を総合的に進め、生物多様性*の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることを目的とし、自然再生事業を専門家やNPOなど地域主導で進めていくことを狙いとしている。2003年1月より施行された。

関係法令名	解説
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	通常「自動車NOx・PM法」と呼ばれる。自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質について、その汚染が著しい特定地域（町田市も含まれる）での大気汚染の改善を図ることを目的としている。2002年7月から施行。
ダイオキシン類*対策特別措置法	1999年7月公布。ダイオキシン類による環境汚染の防止や汚染の除去を図り、国民の健康を保護することを目的とし、耐容一日摂取量（第6条）、大気・水質・土壤の環境基準*（第7条）、廃棄物焼却炉等の特定施設の排出基準（第8条）土壤汚染に係る措置（第29～32条）などが定められている。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	通常「PRTR法」と呼ばれる。PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）とは、「環境汚染のおそれのある化学物質の、環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を、登録し公表する仕組み」で、事業者は、同法により、化学物質の排出量又は廃棄物としての移動量の把握・報告が義務づけられており、行政はデータの整理・公表することとなっている。
土壤汚染対策法	企業の工場跡地等の再開発等に伴う、重金属、揮発性有機化合物*等による土壤汚染の顕在化などを背景に、同法では、土壤汚染の状況を把握する調査の実施、汚染による人の健康被害の防止に向けた措置（汚染の除去等）について定められている。
水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制し、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液によって健康被害が生じた場合、事業者が損害賠償を行うことについて定められている。
環境教育*等による環境保全の取組の促進に関する法律	通常「環境教育等促進法」と呼ばれる。環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性が増していることや、環境教育をなお一層充実させる必要が高まったことから、旧法環境教育推進法を改正し、2012年10月に完全施行された。
食育基本法	国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育（様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる）を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、2005年7月15日に施行された。 同法第18条において、地方公共団体は、内閣府に設置された食育推進会議が作成する食育推進基本計画を基本として、その地域における食育推進計画を作成することが求められる。
エネルギーの使用の合理化等に関する法律	通常「省エネ法」と呼ばれる。1979年施行。2014年改正。エネルギーをめぐる内外の経済的、社会的環境に応じた燃料資源の有効な活用の確保を目的に、工場や建築物、機械器具についてエネルギー使用の合理化に関する措置などを定めている。改正により、電気の需要の平準化の推進及びトップランナー制度の建築材料等への拡大に関する措置が追加された。
生物多様性基本法	2008年6月施行。生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。保全や利用に関する基本原則、国が講すべき13の基本的施策等、生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されている。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	東京都公害防止条例を全面的に改正し、2001年4月より段階的に施行された。現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境の確保を目的に、化学物質の適正管理、建築物の環境負荷*低減、自動車公害対策等を強化した。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	通常「PCB特別措置法」と呼ばれる。人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、PCB廃棄物の適正な処理を推進し、特に高濃度PCB使用製品の確実な使用廃止と高濃度PCB廃棄物の処理促進について定める法律。2016年に「PCB措置法」から改正された。

## 6.3. 用語解説（五十音順）

### え エコドライブ

環境に配慮して、自動車を利用するこ<sup>と</sup>と。具体的には、アイドリングストップや急激な発進・加速を止めることにより、燃料の節約に努め、排出ガスを抑制する運転のことをいう。

### エコセメント・エコセメント化

私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメントのこと。2002年7月にJIS規格に定められた。

多摩地域25市1町では、日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場内に、エコセメント施設を建設し、現在埋立している廃棄物の約6割を占める焼却残さをセメントの減量としての活用を進めている。

### エコファーマー

堆肥などを使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う、持続性の高い農業生産方式を導入した農業者の愛称（都道府県知事認定）。

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」（1999年7月制定）に基づく制度で、認定を受けた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」に基づき、農業改良資金（環境保全型農業導入資金）や税制上の特例措置が受けられる。

### S S →浮遊物質

### SPM →浮遊粒子状物質

### LED（LED照明器具）

発光ダイオード（Light Emitting Diode）を使用した照明機器。蛍光灯や発熱電球に比べ発光効率が良いため消費電力が少ないとや、長寿命であることから頻繁な保守交換のコストや購入コストが削減できる。

### NLP

Night Landing Practice の略。夜間の航空母艦への着艦のための訓練で、基地の滑走路を航空母艦に見立て行う。着陸、接地、離陸（タッチアンドゴー）を何度も繰り返すため、非常に大きい騒音を伴う。

### お 屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽すること。屋上緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の低減など、都市環境問題の緩和などの効果が期待されており、東京都では自然保護条例に基づき、屋上を含めた緑化の指導を行っている。

### 温室効果ガス

太陽放射により温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガス。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こしている。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーカーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が削減対象とされている。

### O x →光化学オキシダント

### か

### 外来生物

人間の活動によって意図的・非意図的に関わらずそれまでその生物が生息していなかった場所に持ち込まれた生物種。

### 環境学習

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある行動の実現を目指すもの。環境教育推進法では、「環境教育」は、環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習と定義されている。

### 環境教育 →環境学習

### 環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。公害対策を進めていく上で行政上の目標として定められるもので、ここまで汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

### 環境基本条例

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念、各主体の役割、環境施策の方針を定めた条例。町田市では、環境基本条例検討委員会による答申を受け、2000年12月に制定した。

### 環境権

町田市環境基本条例前文において、「健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利」と定義している。また同条例では、良好な環境は、すべての者による保全、回復及び創造

の努力によってはじめて享受されるものであって、将来の世代も享受する権利があるとしている。

### 環境パートナーシップ

市民、事業者、行政など、町田市に関わるすべての人々が、それぞれの立場に基づいた役割分担のもと、環境の保全に向けた取り組み・行動を相互に促し、励まし、支えあって進めることをいう。

### 環境配慮

環境問題の原因が、私たちの生活により生じている環境への負荷にあることをふまえ、一人ひとりの生活や事業活動等によって環境に与える影響を低減するように行動することをいう。

### 環境白書

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況及び目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表する年次報告書。町田市環境基本条例第16条に「施策等の報告」として規定されており、2002年12月に創刊号「町田市環境白書2002」を発行した。

### 環境負荷（環境への負荷）

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう（環境基本法第2条第1項）。

### 揮発性有機化合物

大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなど多種多様。塗料や印刷インキの溶剤などさまざまな分野で使用され、その多くは大気中に排出されている。自動車、ボイラーや一般家庭のほか、植物などからも排出される。

窒素酸化物の光化学反応を促進し、光化学オキシダントを生成するだけでなく、光化学反応などにより大気中で粒子化し、浮遊粒子状物質（SPM）を生成する原因物質でもある。また、トルエンなど人体に有害な物質も含まれることから、環境リスク低減のためにも、使用量の適正化が必要。Volatile Organic Compoundsを略してVOCとも表記される。

### グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいう。

平成8年2月に、我が国におけるグリーン購入の取り組みを促進するために設立したグリーン購入ネットワーク（GPN）には、企業・行政・消費者が加入している。GPNでは、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経

済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行っている。

### こどもエコクラブ

環境省が地方公共団体との連携の下進めている、小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995年に発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進め、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。現在、1団体が活動している。

### 光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが太陽光線を受けて光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質（オキシダント）の総称。O<sub>x</sub>と略す。

### 光化学スモッグ

大気中に光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかって見通しが悪くなる状態。4月から10月にかけて、気温が高く、風が弱く、日差しの強い日に発生しやすい。

### 再生可能エネルギー

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物発電などのリサイクル型エネルギー（「再生可能エネルギー」）と、燃料電池、クリーンエネルギー自動車など「従来型エネルギーの新利用形態」の2種類がある。

### 里山

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然を形成することができると認められる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域をいう（東京における自然の保護と回復に関する条例第17条）。

### 資源化率（リサイクル率）

排出されたごみの総量に対するリサイクル（再生使用）された量の割合をいう。

### 市民農園

一般に、農家など農地の所有者などが、近隣の住民のために農作業の目的で使用させる農園。「市民農園整備促進法」によって、主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進が図られている。

き

こ

さ

し

く

## J (ジュール)

ジュールは、仕事量を表す単位でエネルギー量は、この単位で統一して示すことが決められている。GJ (ギガ・ジュール) =  $10^9$  J

## 循環型社会

町田市では、すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう（町田市環境基本条例第2条）。

なお、2000年4月に成立した「循環型社会形成推進基本法」においては、廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、と定義されている。

## 食品ロス

本来食べられたにもかかわらず捨てられている食品。

## す 水素イオン濃度指数

物質の酸性、アルカリ性を示す指標。pH = 7 の場合は中性と呼ばれる。pH が小さくなればなるほど酸性が強く、逆に pH が大きくなればなるほどアルカリ性が強い。

## 水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給するための施設。

## せ 生物化学的酸素要求量 →BOD

## 生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、生態系を健全に保全していくための基本的要素である。「生物の多様性に関する条約」に基づき、わが国でも「生物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多様性及び生態系（生物生息環境）の多様性の保全を進めている。2007年11月に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定された。

## た ダイオキシン（ダイオキシン類）

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン (PCDD) のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因になったと考えられた。ほかにも、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) とコプラナーPCBについても似た構造と毒性をもつことから、合わせてダイオキシン類と定義され、約233種類が確認されている。

## 太陽光発電

太陽光発電とは太陽電池を使った発電のこと、太陽光発電システムは、太陽の光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。

これまでの技術開発により、変換効率（光から電気にかかる効率：現在10～15%）が向上し、コストも下がってきたため、一般家庭用の電源としても普及している。

## ダンボールコンポスト

ダンボールを利用した生ごみ処理容器。ダンボール箱に竹チップ等の基材を入れ、生ごみを微生物により分解し、たい肥化する。

## ち 地球温暖化

現代の産業化社会における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇すること。海面の膨張や世界的な異常気象、生態系等への影響などが懸念されている。

## て DO →溶存酸素

## 低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費ガス認定車などをいう。大気汚染だけでなく、温暖化の防止にも寄与する。町田市では、東京都指定低公害車をさす。

## 電波障害

中高層建築物の建設に伴って、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすことをいう。町田市では、中高層建築物の建設に当たり、電波障害の発生についての事前調査と障害発生時の対策について指導を行っている。

## と 透水性舗装

雨水が浸透しやすいようアスファルトに隙間ができるように舗装する方法。水分の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨水の地下浸透による地下水涵養などの効果がある。

## に 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

工場や火力発電所で硫黄を含んだ石炭や重油を燃焼する際に発生する。呼吸器への悪影響があるほか、酸性雨の原因物質である。

## 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)

石油、石炭などの炭化水素含有物質を燃焼すると発生する温室効果ガスの一つである。わが国の温室効果ガス排出量のほとんどが二酸化炭素である。

産業革命以前の大気中の平均二酸化炭素濃度は280ppm程度であったが、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、2011年には390.9ppmに増加している。

### 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )

窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。人間の呼吸器に悪影響を与える。

### ね 热帯夜

最低気温が25°C以上の夜。

### は 発生抑制

「排出抑制」は、廃棄の段階で有用資源のリサイクルなどにより、廃棄物としての排出ができるだけ抑制すること。一方「発生抑制」は、原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、廃棄の段階だけでなく製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

### バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、有機性廃棄物（生ゴミ等）や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガス。非枯渇性の再生可能資源であり、下水処理場などから発生する未利用ガス等も利用が期待されている。

### ひ pH → 水素イオン濃度指数

### BOD

正式には、生物化学的酸素要求量〔Biochemical Oxygen Demand〕という。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の水質汚濁を測定する際の指標の一つ。河川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排出水の排水基準値が定められている。数値が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

### ビオトップ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トップ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトップという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

### 光害（ひかり害）

ネオンや街灯の光によって、夜間星がよく見えなくなるなどの影響が出ること。生態系に対する影響も懸念されている。

### P C B → ポリ塩化ビフェニル

### ふ フットパス

イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径（こみち）【Path】”のこと。

### 浮遊物質

水中に懸濁し、水のにごりの原因となる物質のことで、水質を表す指標の一つ。コロイド状の小さな物や目に見える程度の粒子まで、様々なサイズの物質を総称する。1リットルの水に含まれる重量を表し、一般河川では25mg/l以下が正常な生育環境であるとされている。

Suspended Solidsを省略してSSともいう。

### 浮遊粒子状物質

SPM (Suspended Particulate Matter)ともいう。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$ は100万分の1m)以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。NOx(窒素酸化物)等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが2~4割を占めている。また、特に粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを微小粒子状物質(PM2.5)といい、健康への影響が強く懸念されている。

### V O C → 揮発性有機化合物

### ほ ポリ塩化ビフェニル (PCB)

炭素、水素、塩素からなる、工業的に合成された油状（白色の結晶状の物もあります）の物質。Polychlorinated Biphenylを略し、PCBと記載される。化学的に安定などの性質を有しているため、電気機器の絶縁油や熱媒体などに使用してきた。しかし、PCBは難分解性で、生体に蓄積する。現在、PCBの製造・輸入は原則的に禁止されており、事業者が保管・所有するPCBは毎年届出が必要である。

### ま マスターplan (master plan)

特定の分野に関する市域全体の基本的な方針を定めた計画。行政計画では、都市計画、緑、住宅、景観、環境、福祉などの分野のマスターplanがある。これらに基づき、特定の地域や施設の計画がつくられる。

### み 緑のカーテン

ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外にはわせることで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンのこと。省エネルギー効果、二酸化炭素吸収効果、ヒートアイランドの緩和効果等が期待される。

め	<b>面的評価</b> 幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する手法。	緑地 狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。計画目標値は、広義の緑地をさす。
も	<b>猛暑日</b> 日最高気温が35℃以上の日。	歴史的文化的環境 歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要素となっているものをいう。
や	<b>谷戸</b> 丘陵地において、河川等の浸食によってできた谷状の地形。谷津、谷地とも呼ばれ、地形を利用した農業や、生態系を含めて指す場合もある。	
い	<b>有害化学物質</b> 人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。	
よ	<b>溶存酸素</b> 水中に溶解している酸素の量のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つ。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気性微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。溶存酸素の低下は、好気性微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く。	
	<b>要請限度</b> 環境省令が定めた自動車騒音又は道路交通振動の指定地域内における限度のこと。区市町村長は、自動車騒音等がその限度を超えてることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。	
り	<b>リサイクル【再生利用：Recycle】</b> 資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。	
	<b>リユース【再使用：Reuse】</b> 使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収・洗浄・再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度の少ない部品を選び出し、新たな製品に組み込む手法等もある。	

町田市  
環境白書2018  
—データ集—

---

編集・発行 町田市 環境資源部 環境政策課  
所 在 地 〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号  
電 話 042-724-4386  
発 行 年 月 2018年12月  
編 集 協 力 三和航測株式会社  
刊行物番号 18-54

---

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。